

令和2年千代田区議会第3回定例会議事速記録（第1449号）《未定稿》

◎日 時 令和2年9月16日（水）午後1時

◎場 所 千代田区議会議事堂

◎出席議員（25人）

1番	小野	なりこ	議員
2番	岩佐	りょう子	議員
3番	長谷川	みえこ	議員
4番	小枝	すみ子	議員
5番	秋谷	こうき	議員
6番	岩田	かずひと	議員
7番	小林	たかや	議員
8番	うがい	友義	議員
9番	西岡	めぐみ	議員
10番	飯島	和子	議員
11番	牛尾	こうじろう	議員
12番	木村	正明	議員
13番	池田	ともり	議員
14番	山田	丈夫	議員
15番	永田	壮一	議員
16番	内田	直之	議員
17番	たかざわ	秀行	議員
18番	はやお	恭一	議員
19番	米田	かずや	議員
20番	大串	ひろやす	議員
21番	林	則行	議員
22番	嶋崎	秀彦	議員
23番	河合	良郎	議員
24番	桜井	ただし	議員
25番	小林	やすお	議員

◎欠席議員

なし

◎出席説明員

区	長	石川	雅己	君	
副	区	長	山口	正紀	君

地域保健担当部長 千代田保健所長	原 田 美江子 君
地域振興部長	村 木 久 人 君
環境まちづくり部長	小 川 賢 太 郎 君
まちづくり担当部長	加 島 津 世 志 君
政策経営部長	細 越 正 明 君
財産管理担当部長	大 森 幹 夫 君
行政管理担当部長	古 田 毅 君
総 務 課 長	中 田 治 子 君

(教育委員会)

教 育 長	坂 田 融 朗 君
子 ども 部 長	清 水 章 君
教 育 担 当 部 長	佐 藤 尚 久 君

◎区議会事務局職員

事 務 局 長	吉 村 以 津 己 君
事 務 局 次 長	小 玉 伸 一 君
議 事 担 当 係 長	桐 谷 孝 行 君
議 事 担 当 係 長	吉 田 匡 令 君
議 事 担 当 係 長	石 井 妙 子 君
議 事 担 当 係 長	後 藤 飛 超 君

午後1時00分 開議

○議長（小林たかや議員） ただいまから令和2年第3回千代田区議会定例会継続会を開会いたします。

これより各会派の代表質問に入ります。

初めに、千代田区議会自由民主党を代表して、21番林則行議員。

〔林則行議員登壇〕

○21番（林則行議員） 令和2年度第3回定例会に当たり、千代田区議会自由民主党を代表して質問いたします。

1年前の代表質問で、「改めて18年8か月という長い年月を振り返り、石川区政をどのように総括しているか」、伺いました。

区長は、「これからのことについて、今の私の気持ちは「従心」という思いで歩んでまいりたい」「私の年齢に関しまして、論語の中に意味づけがありますので、ぜひご覧いただきたいと思っております」との答弁でした。

論語にある「従心」とは、「七十にして心の欲するところに従えども矩を越えず」「心の赴くままに行動しても、人の道に外れるようなことはなかった」という意味です。

初めに、残り任期は「従心」として石川区長の判断の数々について、この1年を振り返り、お尋ねいたします。

昨年、決算審査を行う過程で、（仮称）四番町公共施設整備の意思決定過程の不明確な点や石川区長の公私混同による地位利用の疑惑に対し説明が不十分な点など、決算認定の可否判断ができない状況で継続審査となりました。

石川区長の公私混同疑惑は、法令遵守上の問題が次々と明らかになりました。石川雅己という個人の政治活動、選挙での必勝為書きを区役所内で、勤務時間中、職員に依頼して区役所の消耗品を使用し、刑法253条の業務上横領にも抵触する問題でした。しかも区長は、政治団体を平成30年10月、東京都選挙管理委員会へ解散届を提出しており、公職選挙法に基づく政治活動ができない状況なのを隠しております。

区長は謝罪したものの、本年2月20日、第1回定例会でようやく区民に対し深謝するとともに、当事者としての責任を取り、自らを律するため、給料10%を1か月減給する特例条例案を提案しました。「従心」とはかけ離れた判断です。

2点、伺います。

政治団体の収支報告ができないので、区役所の消耗品を使用したのか。なぜ、給与減額を判断するまで5か月も要しなければならなかったのか。「従心」を踏まえてお答えください。

次に、定年延長の判断についてです。地方公務員法28条の3にある定年による退職の特例に抵触する問題です。

千代田区役所は、毎年、部長はフルタイム再任用による部長職を続け、後輩の理事者にライン部長の経験を積ませながら区政運営を次の世代に引き継いできました。千代田区で、定年延長は前代未聞の事案。執行機関組織の起案ではない。石川区長個人の強い意向により判断したことが

明らかになっております。

そこで2点、伺います。

なぜ、石川区政20年で、保健福祉部長だけ定年延長の優遇をしたのか。公平性があり恣意的でないで理解できるよう、人事権者としての判断基準をお示しください。

次に、本年7月、第2回臨時会での解散騒動による地方自治法178条の不信任議決の解釈を石川区長が恣意的に行い、違法と判断された件についてです。

「総務省の見解がどうであろうと、千代田区選挙管理委員会が判断しようと、私が判断する」と石川区長が公言し、話題となりました。

7月8日、100条委員会は、区長の「虚偽の陳述と証言拒否」について、東京地方検察庁へ告発することを認定しました。区長は、区議会が告発議決をした場合、区長不信任に当たるので議会解散すると一部の区議会議員へ直接連絡したと聞いています。法令上、解散できないにもかかわらず解散すると賛成票を投じさせないようにしたのであれば、刑法の強要罪、または偽計業務妨害罪に該当するおそれがあります。

私たち党派は、議会解散に対する総務省の見解を確認いたしました。担当課長にも有権解釈する総務省の担当に直接問い合わせるよう、連絡先を伝えました。政治は結果責任です。なぜ、このような恥ずかしい誤った判断をしたのか、検証と責任を明確にしなければなりません。

以上を踏まえて4点、伺います。

区長は、刑事告発の議決が可決すれば、不信任と判断し解散処分をすると、区議会議員に連絡した事実はあるのか。

区長は、誰と相談の上、解散通知が可能と判断したのか。

総務省へ担当課長を通じて、遅くとも7月21日までに照会していることを確認しておりますが、区長が総務省見解を承知していた日時をお答えください。

区長が、解散通知の事務執行を命じ、区職員を巻き込んだ責任をどう判断するのか、出处進退を含めて、お答えください。

次に、議会の100条委調査は違法とし、これまで10通も提出している石川区長の意見書についてです。

100条委調査は、地方自治法が規定する議会の権能です。議会は、総合設計制度及び地区計画制度に関する調査を3月に議決しました。成果は次々と明らかになっております。偽証罪が適用される100条委調査に基づく文書照会により、マンション販売事業者から証拠が提出され、多くの事実が確認されました。区長は、6月16日の証人尋問で、3月9日予算特別委員会での区長の虚偽答弁が5件あることが明らかになりました。

区長が違法な解散通知を撤回する際、議会は、100条委調査への協力要請をしました。私たち区議会は、100条委調査により真相究明するため不信任をいたしませんでした。石川区長による「ゆがめられたまちづくり行政」を明らかにし、区民に判断基準をお示しすることが、住民代表機関である議会の職責だからです。

そこで3点、伺います。

3月の予算特別委員会での5件もの虚偽答弁について、どう責任を取るつもりなのか。

100条委調査を妨害する意見書を提出し続けるのはなぜか。

7月29日付の9日までの意見書では、代理人弁護士との連名でしたが、10回目の8月21日に提出した意見書は区長単独でしたが、代理人を替えられたのですか。お答えください。

次に、**7月6日、区長日程にない東京都知事との会談**について、質問いたします。

公用車の配車記録から、区長が東京都知事選挙翌日、東京都庁へ行ったことが明らかになりました。区長は、都知事と面会したと明言しておりました。情報公開されている知事日程によると、14時から知事会見、15時から森喜朗東京オリンピック組織委員会委員長との面会。16時に都知事選挙の御礼で公明党本部への訪問となって、限られた時間しか面会する時間はありません。なぜ、千代田区長の訪問は、区長日程にも知事日程にも記載されていないのか、不思議でなりません。1つ言えることは、多くの報道が、知事側近の千代田区長がマンション購入疑惑を取り上げていることです。都知事との会談の挙証責任は、区長にあります。

以上を踏まえて3点、伺います。

区長は、7月6日、何時から何分間都知事と面会したのか。また、区長と都知事2人だけで会ったのか。同席した方がいたのか。なぜ、都知事との面会を区長日程に記載せず公用車を使用したのか、お答えください。

次に、**残り任期4か月となる石川区政の令和元年度決算状況と今後の財政運営**について、質問いたします。

5期目の終盤となる石川区政の決算審議を振り返ると、後半10年は2度の不認定。4回の継続審査。議会の附帯決議が3回もあります。特に直近4年間では、平成27年度は、千代田会館10階改修工事と区長による高級和紙アート取得疑惑。平成28年度は、区長の政治団体「石川雅己君を励ます会」の主たる事務所が区教育委員の自宅という、公私混同の疑惑。29年度は、生業資金貸付のずさんな債権管理による決算書粉飾の疑惑。30年度は、区長の為書き作成の公私混同疑惑。その都度、区長は、「真摯に受け止め、改善していく」と繰り返しております。

令和元年度決算状況を見ると、一般会計の収支は33億円にも及び、執行状況も10年で最も低い82.4%にまで落ち込み、100億円を超える不用額が生じており、適正に予算が執行できていたのか疑問があります。予算の見積り査定が甘いのではないかという指摘も毎年あります。

そこで2点、伺います。

区長は、この10年間の決算審議状況を踏まえて、令和元年度決算の審査にどのように臨むつもりですか。予算の執行状況が悪化している原因をどのように分析しているのか、お答えください。

次に、**新型コロナウイルス感染症対策等**について、質問いたします。

昨年12月頃、中華人民共和国武漢市で発生した新型コロナウイルスは、潜伏性の高いウイルスの特性から、全世界が感染症の危機にさらされ、ロックダウンや入国制限、オリンピック延期など、人類が過去に経験していない事態に陥りました。

本年1月、日本においても感染の初確認があり、5月に緊急事態宣言が解除され、一時小康状

態になったようにも見えましたが、7月末以降から再び感染が拡大しています。区民生活はこれまでと一変し、店舗や中小企業などは大きな影響を受けています。

本区はこの対応として、今年度に入り、これまで3回の補正予算を組み、福祉に10億円、子どもに10億円、地域経済対策に4億円、給付金は、国69億、区独自84億など、総計180億を計上し、対策を講じています。コロナ対策は、区民の健康や命を守り、感染拡大防止、新しい日常への対応や地域経済支援など、様々な分野で対策が求められております。

こうした中、9月1日に議決した補正予算第3号では、これまでの議論と各分野におけるバランスなどを考慮して計上してきた2号補正予算までとは違い、一変して、全ての区民を包括的に支援する給付金として12万円を提案しました。

ため込んだ基金を一部還元し、区民生活の支援を行うという趣旨から、区民にとってよい話であるため、満場一致で議決したものの、これまでのコロナ対策の議論の積み上げからは考えにくく、石川区長が6期目の選挙対策や、100条委調査をしている区長と家族によるマンション購入疑惑隠しとの批判に対し、区長だけが、全く該当しないと訴えております。

また、唐突に提案された区独自の特別給付金の補正予算を審議するため、臨時会を招集したものの、区議会解散との独自の判断から、その取消しに時間を要し、審議を提案者である石川区長が審議拒否をするなど、日本国中に千代田区が世間を騒がせました。

コロナ対策に一貫性、公平性があるのか、適時適切な対応を講じているのか、それとも随時、時代状況を加味して思いつきのような対策を講じていくのか、区政は混乱しております。

以上を踏まえて4点、伺います。

現在の状況や来年度以降の対応をどのように見据え、改めて区長の政治姿勢をお示してください。区独自の特別給付金は今回限りなのか。状況により、また行うつもりがあるのか。区長招集挨拶に一言もありませんが、コロナ補正予算の逐次投入を続けていくつもりなのか。今後の財政調整基金の活用を踏まえた、中長期的な財政運営の展望を踏まえて、お答えください。

次に、**石川区長が6期目の区長選に出馬するのか**、伺います。

招集挨拶では、議会内で、年内に購入したいと執行機関が国家公務員共済連合会（KKR）所有の九段南二丁目の土地を購入する予定と報告されておりましたが、補正予算について何ら言及もありませんでした。残り任期4か月しかない石川区長が、土地購入に踏み込むには無理があります。仮に、6期目の区長選に出馬し、購入後の土地利用の目的を明らかにするのならば、区民、議会に対して、この場で明らかにすべきです。

そこで、お尋ねをいたします。

石川区長は、6期目の区長選挙に出馬するのか否か、今、この本会議場で区民、議会に明言をしてください。

次に、石川区長は、100条委調査の真相究明に協力するのか、伺います。

区長は、解散騒動で全面敗北したにもかかわらず、謝罪する際、100条委調査への協力を明言しませんでした。議員提出議案第10号「解散通知による区政停滞の謝罪と円滑な議会審議への協力を求める決議」に対して、誠実に対応しておりませんでした。

解散騒動前までは、6月4日から著名な弁護士との連名で9回にわたり意見書を提出し、100条委調査を進めるのを妨害してきました。議会はその都度、石川区長の法的根拠のない意見書に対して、丁寧な回答を誠実にしてまいりました。加えて、8月21日に代理人弁護士との連名ではなく、石川区長単独での意見書を議長宛てに提出し、調査協力する気なのか、極めて懐疑的になります。

また、9月18日に証人尋問出頭請求した区長夫人も、文書を議長宛てに提出しており、100条委調査を妨害しております。区長夫人は、公職選挙法や政治資金規正法に基づく区長の政治団体「石川雅己後援会」の会計責任者でした。石川雅己区長と政治活動を一体で行う資金を管理する疑惑の中心人物です。

以上を踏まえて2点、お尋ねいたします。

石川区長は、誠実に100条委調査の事務執行に係る真相究明への協力をするのか、お答えください。また、石川区長の家族にも、100条委調査への協力をすべく働きかけをするのか、お答えください。

次に、議会は存在しないと宣言した責任についてです。

区長は、7月28日、「千代田区議会の解散について」という通知を提出しました。8月7日の東京地方裁判所での執行停止決定を受け、8月11日付で解散の撤回を議長宛てに通知しました。

区長は、解散通知という、法に抵触することを行いました。本会議場で、「区民並びに区民の代表者である議員の皆様にご多大なるご心痛をおかけしたことに深くおわび申し上げます」と謝罪はされましたが、違法な通知によって議員の身分を強制的に剥奪するような行為は、謝罪で済む話ではありません。

そこで、3点伺います。

8月11日、区長が議長に対して解散取消しの通知を持ってきたときには、解散通知を提出した際の区長コメントを、依然として区のホームページ上に掲載し続けておりました。これは何の目的で、どのような指示に基づくものなのでしょうか。今回の解散通知という違法な処分を行ったことについて、区長は、どのような責任を取るつもりなのか。区長は、任期まで引き続き区長にとどまりたいと考えているのか。今この場ではっきりとご答弁ください。

次に、東京地方裁判所民事第51部での令和2年（行ウ）第307号解散処分無効確認請求事件の対応について、伺います。

9月8日に、区長の代理人により答弁書が東京地裁に提出されました。内容は、解散に至る経緯ではなく、100条委員会での調査に対する反駁がなされております。マンション販売事業者に対し、「言葉巧みに購買を進めて」など、これまでの石川区長の証人尋問とは全く異なる経緯を述べています。

私たち区議会は、なぜ総務省が区長の解釈ではできないと見解をしている解散が、事務執行として行われてしまったのか、知る権利があります。7月8日の100条委員会の企画総務委員会が、石川区長の偽証罪及び証言拒否を決定し、本会議で刑事告発の議案を提出する判断をしたら、

解散に向けて執行機関が事務執行を進めた原因を明らかにする必要があります。8月7日、東京地裁では解散通知を執行停止処分判断がなされました。現在、石川区長は、代理人弁護士を通じ、いまだに争いを続けております。

以上を踏まえて3点、伺います。

区長が、いつから解散通知を事務方に指示し、その後の対応はどのようにしたのか、時系列でお答えください。7月28日の解散騒動記者会見に同席させた3人の理事者は、区長の指示なのか、お答えください。本訴である解散について、東京地裁が判断した際の石川区長の責任をどうとるのか、この場で明らかにしてください。

最後に、これからの千代田区について伺います。

安倍総理から菅総裁が内閣総理大臣に就任し、新しい令和の時代になります。千代田区も新しい時代にしなければなりません。石川区長が策定した第3次基本構想は、歴史的使命を終えました。例えば千代田市構想、目標人口5万人。区長は、まだ第3次基本構想とともに区政運営を続けていくつもりなのか。次の時代に適合した第4次基本構想を、区民と議会、そして新たな区長と共に策定していかなければなりません。

新型コロナウイルス感染症における保健所の体制整備や、人口増加に伴う避難所、G I G Aスクール構想に適合した教室配置など、令和の時代にふさわしい基本構想です。区民の方々のご協力を頂きながら、執行機関の皆様と策定していかなければなりません。

以上を踏まえて、伺います。

第4次基本構想の策定に向けた取り組むお考えがあるのか、お答えください。

以上、区長からの明快な答弁を求め、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔区長石川雅己君登壇〕

○区長（石川雅己君） 林議員の、私の区政運営に関するご質問にお答えいたします。

まず、政治団体の収支報告ができないので公私混同したのかということですが、政治団体を解散しても政治活動はできるという認識でありました。ご質問のような経過ではございません。

次に、給与減額の判断についてですが、他の事例や法令等の確認など、様々なことを考えて、対処・対応方法についても慎重に検討したために、一定の時間が要したわけでございます。

次に、部長の勤務延長についてでございますが、そのポストについては、いきいきプラザの大規模な改修、あるいは、（仮称）神田錦町三丁目の福祉施設の整備、8050問題への対応などについて、一定の目途をつけるために、知見を有する現職の部長を、法令に基づき、任命権者の判断で勤務延長したものであります。

次に、刑事告発の議決が可決すれば不信任と判断し解散処分をするということについて、区議会議員に事前に連絡をしたのかということについては、そのような事実はありません。

次に、解散通知を誰と相談したのかについては、私の判断で考え方を整理したわけであります。

次に、総務省の見解を確認した日付であります。総務省の一般的な見解を聞いたことは覚えておりますが、詳細な日付については、私は覚えておりません。（「……してから答弁してください」

いよ」と呼ぶ者あり)

次に、解散通知の事務執行を区職員に命じた件につきましては、私として、今回の刑事告発等一連のことを考えましたときに、これは区民の皆様方にご判断を頂きたいという思いで解散を決断いたしました。しかし、暫定的な決定とはいえ、執行停止申立に対する司法の決定を真摯に受け止め、区政を停滞させてはならないという見地から、解散を取り消すことにいたしました。今後は、コロナをはじめ、区政課題にしっかりと取り組むことが大切だと認識しております。

次に、3月の予算委員会での5件の答弁ですが、中には、記憶違いや不明確なものがありました。事実が確認できたものは訂正をさせていただきたいと思っております。(発言する者あり)

次に、100条委員会に提出している意見書についてですが、売主側を呼んで、ぜひ聞いていただきたい。それが適正な運営であるという思いから、様々なご意見を出させていただいております。

次に、代理弁護士については、替えておりません。

7月の6日の知事との会談ですが、午後、30分程度だろうと思います。これは、もちろん、「答えてよ、ちゃんと」と呼ぶ者あり)、これはもちろん、翌日、選挙の結果ですから、ご挨拶も兼ねながら、千代田区のコロナ対策について、メイド喫茶が大変、「そんなこと聞いてないです」と呼ぶ者あり)多かったわけでございますんで、そのことについて、「答えてないよ」と呼ぶ者あり)、そのことについて、ぜひ、区民ではないわけですけど、対象者が区民ではないですけど、「そんなこと聞いてない」と呼ぶ者あり)、相当な「内容は聞いてません」と呼ぶ者あり)ことを、「何時だったんですかと聞いてます」と呼ぶ者あり)、そのことを(発言する者あり)、そのことをご相談し、協力をお願いをしたわけでございます。

次に、知事との会談の区長日程への記載ですが、区長日程については、基本的には区長の公務の予定を記載しておりますが、急な変更がある場合には記録しないこともございます。(発言する者あり)

次に、区長選に出馬するか否かについてであります。今回は、国難と言われている新型コロナ対策にしっかりと取り組むこと、また、区民の福祉向上に向けて全力を尽くすことが、目下重要であろうと考えております。

次に、100条委員会の調査ですが、適正な運営を望み、協力してまいります。

次に、家族への100条委調査の協力についてでございますが、当然、適正な調査や運営についてぜひお願いをいたしますが、こればかりは、それぞれの本人の物の考え方でありますので、「利益団体の構成委員だから、単なる家族じゃない」と呼ぶ者あり)それぞれがこの問題について自主的に判断をすることと思っております。

次に、解散通知取消の際に、区長コメントがホームページに掲載されたことについてですが、ホームページに掲載されたことは、その時点で確認をしておりませんでした。特に目的や意図はありませんし、(発言する者あり)その後、掲載を取りやめました。

次に、解散通知の指示とその後の対応についてでございますが、当日午後に解散通知を作成するように、私からも、物の考え方を説明をし、議長に通知をいたしました。その後管理職を集

めて、私から議長への解散通知をしたことを説明をいたしました。

次に、解散に関する記者会見ですが、補助機関の担当部として同席をしてもらいました。

(「違う。あなたが指示したのかと聞いている」と呼ぶ者あり)

次に、本訴である解散処分無効確認の訴えについてですが、裁判所の執行停止の決定を受けて、私は解散の取消しを行いました。原告側の裁判の取下げが一部のみだったため、裁判所から区側の答弁を求められ、提出したものでありまして、本区としては、本訴について争いを続ける考え方はございません。

最後に、第4次基本構想の策定に向けた取組であります。現在の基本構想に掲げてあります将来像「都心の魅力にあふれ、文化と伝統が息づくまち千代田」や基本方針及び施策の道筋は現在も有効であり、今なお実現すべきであると考えております。現段階においては、改定をする意思はございません。

その他の事項については、関係理事者をもって答弁をいたさせます。

[政策経営部長細越正明君登壇]

○政策経営部長(細越正明君) 林議員の、決算審査及び新型コロナウイルス感染症対策と予算編成についてのご質問にお答えいたします。

初めに決算審査についてですが、過去10年間の決算状況を振り返ると、様々なご指摘を頂き、ご議論の結果を真摯に受け止めて予算執行に取り組んでまいりました。こうした取組や内部努力の結果、毎年度決算の収支は黒字を維持し、財政健全化判断比率につきましても、適正な値を示しており、持続性と安定性のある強固な財政基盤を維持しております。

令和元年度の決算審査に当たりましても、例年同様、区議会の皆様にご理解を頂けるよう、十分に説明をさせていただき、真摯な気持ちで臨みたいと思っております。特に、定期監査で指摘された事項につきましては、再発防止に向けて、全庁的に取り組んでまいります。

また、予算の執行状況につきましては、招集挨拶でもご説明をしましとおおり、100億円を超える不用額が生じ、執行率も近年で最も低い82.4%という数値となりました。この原因につきましては、工事の進捗による影響を受けた事業などの発生が挙げられますが、引き続き、さらに詳細な原因分析を進めてまいります。その上で、来年度予算編成に向けて、執行率の低い事業のみならず、全庁的に事業の再点検を進めており、改善すべき点は来年度予算に反映させてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策と予算編成について、お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、その時点で最良の対策を、できる範囲で全力を挙げて取り組んでまいりました。これまでもご説明申し上げておりますとおおり、区独自の特別支援給付金につきましては、感染拡大、あるいは収束後の生活を見据え、様々なニーズに対応できるように包括的な対策として、区議会のご理解を得て実施するものでございます。

しかしながら、区の新型コロナウイルス感染症対策は、この給付金により完了したとは考えておらず、これまでと同様に、行政が行うべき対策は、感染状況に合わせて必要な対策をしっかりと進めてまいりたいと思っております。また、これまでの対策の財源は、主に財政調整基金で対

応してまいりましたが、今後も引き続き対策を図る際は、財政調整基金以外にも、事業の内容により各種の目的別基金の活用も視野に入れ、適時適切な対応を図ってまいります。

なお、対策に必要な財源につきましては、今後10年間の財政見通しの試算や、過去10年間の決算の収支を見ても、対応できることを確信しております。しかしながら、今後は歳入減も予想されておりますので、決して気を緩めることなく、財政状況を注視しながら、健全な財政運営に努めてまいります。

○21番（林則行議員） それでは、再質問をいたします。

まず6点目、解散通知。誰とも相談していないというのであれば、甚だ無責任な発言であり、石川雅己さん本人個人の責任は極めて重いと思いますので、現在、本訴は区と争っていますが、石川雅己さん個人賠償する気があるのか否か、お答えください。

2点目。8点目のやつか。区民の判断を仰ぎたいとおっしゃっておりますけれども、なぜ区長出直し選挙で区民の声を聞こうとしないのか、お答えください。

9点目の虚偽答弁。責任を痛感しているのであれば、その身の処し方、為書きに準じてお答えください。

次に、都知事との会見。私は、何時から都知事とお会いしたのかを確認しております。内容ではないので、何時からというのをお答えください。

次に、6期目に出馬を否定はなさっておりません。出馬する含みがあるのか否か、この場でお答えください。

次に家族についてです、100条委調査の。非常に、出頭拒否にも当たるような妨害工作が行われております。質問でも述べましたが、石川雅己後援会の会計責任者という極めて、石川雅己個人の政治活動の中心人物である家族について、働きかけをするのが当然かと思いますが、9月18日、証人尋問に出廷させる働きかけをするのか否か、この場でお答えください。

次に、（ベルの音あり）議会ホームページに解散通知の、この区長コメント出た理由は、これは議長に指摘されて、初めて気づいたと。区のホームページを私物化しているのではないですかという指摘に対して、公私混同を含めて、お答えください。

次に、任期満了までお続けになるのかということですが、この間、残り4か月、解散通知等々のこの無責任な対応について、為書き同様の責任を取るつもりがないのか、改めてお答えください。

次に、29点目。本訴で区は争うつもりはないと言いましたが、石川雅己さん個人は議会側の解散と争い続けるのか、個人賠償するのか否か、この場でお答えください。

以上です。

〔区長石川雅己君登壇〕

○区長（石川雅己君） 解散の判断は私ですが、様々なケース、事例というのは、様々ないろいろな方々からご意見を頂きながら判断をしたということでございます。（発言する者あり）最終的には私が判断をしたということを申し上げている。（発言する者あり）

それから、2番目の、区長の出直し選挙というのは、ちょっと意味がよく分かりませんので、

（「辞職して、区民の声を聞きゃあいいということです。簡単なことじゃないですか。何で分からないの」と呼ぶ者あり）解散をするという考え方は、改めて区民の皆様方に判断をしていただきたいという趣旨で申し上げました。（発言する者あり）はい。

それから、私が今行くことは、感染症対策をしっかりと今後も皆さんのご意見を頂きながら進めていく、そして区民福祉の向上のためにしっかりと施策をつくっていくということだろうと思っております。（発言する者あり）

都知事との、その時間についてはちょっとあまり、その、うーん、覚えていないんですけど、たしか午後の20～30分だったと思います。（「だから、何時からだって聞いているんだよ。知事日程、出ているんですから。記者会見があつたら会えないじゃないですか……」と呼ぶ者あり）はい、はい。（「ちゃんと、丁寧に答えてくださいよ」と呼ぶ者あり）

それから、次のステージをどうするかということについては、この場でお答えするつもりはありません。

それから、家族についての100条の出欠については、それぞれ本人がこの問題についてどのような認識を持っているかということで判断をするべきであって、（発言する者あり）私が説得するような中身ではないと思います。（発言する者多数あり）

それから、ホームページで解散のことが書いてあって、それが、気がつかなかったということについては、大変申し訳ないと思っております。（「議長」「公私混同じゃないか」と呼ぶ者あり）

○議長（小林たかや議員） 答弁を続けてください。

○区長（石川雅己君） それから、今後、私自身がどのような行動を取るかということについては、何回も申し上げておりますが、新型コロナ対策をきちっとこれからも皆さんのご意見を踏まえながらつくっていく、そして区民福祉の向上のための施策をしっかりと構築することだろうと思っております。

それから、この解散の処分については、一応行政処分でありますから、（発言する者あり）当然様々な観点からの、この問題についてのご意見はあろうかと思えます。（発言する者あり）

以上です。

○議長（小林たかや議員） すみません、答弁漏れだと思えます。個人賠償はしないということですか。今の答弁がはっきりしないんですけれど。ご答弁をもう一度お願いできますか。行政執行というのは分かりましたけど、聞かれたのは、個人賠償するんですかと聞かれたんです。

○区長（石川雅己君） これはあくまでも行政上の措置でありますから、林議員のおっしゃることについて、十分に様々な観点から検討しなきゃいけないと思えますけど、あくまでも行政処分です。それだけはお答えしておきます。

○議長（小林たかや議員） 議事の都合により休憩します。

午後1時42分 休憩

午後1時54分 再開

○議長（小林たかや議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

各会派の代表質問を続けます。

日本共産党区議団を代表して、12番木村正明議員。

〔木村正明議員登壇〕

○12番（木村正明議員） 私は、日本共産党区議団を代表し、質問します。

最初は、コロナ対策についてであります。

新型コロナウイルスの累積感染者数は、国内において約7万7,000人、東京都において約2万3,000人に達しています。ウイルスによる市中感染は続いており、しっかりした備えが必要です。以下、4点質問します。

第一は、保健所の体制の強化であります。感染症対策の最前線に立つ保健所は、多様な役割を担っています。感染症対策、食品衛生、精神衛生、母子対策、歯科相談、動物愛護、民泊施設への対応などです。その保健所機能を、コロナ危機を契機に抜本的に強化することが必要であります。保健師の増員、行政検査機能を担える体制整備などに加え、その機能を支える施設整備が急がれます。

区長は招集挨拶で、「職員の意見を十分に把握しながら、保健所の体制強化に向けた、適時適切な対応を図ってまいりたい」と述べられました。「人員の増加が必要だが、スペースがない」。この現場の声に区長は応えるべきであります。人員増加と事務スペースの確保に向けた検討状況をお伺いいたします。

第二は、PCR検査の拡充です。医療、介護、福祉の現場の安心と安全を確保するために、職員と入所者にPCR検査を積極的に実施できる体制を整えることが大切です。この点で、千代田区の取組は先進的だと思います。第3号補正予算に対する附帯決議について、区長は、「その内容を真摯に受け止め、可及的速やかに対応していく」と挨拶されました。附帯決議の1つが、保育・学校等の職員の定期的なPCR検査です。どのような検討がなされているか、答弁を求めます。

第三は、くらし・営業への継続的支援です。政府の「新しい生活様式」の呼びかけは、「新しい自粛要請」にほかなりません。感染拡大で大きなダメージを受けている中小企業、個人事業主、フリーランスで働く人たちに、新しい自粛要請による「経営難」が加わっています。ある事業主の方は、「一番つらいのは、どれだけ頑張ればいいのか先が全く見えないことだ」と述べておられました。必要な支援を1回限りで打ち切ることはできません。「新たな生活様式」を求める以上、「自粛に伴う補償はセット」です。飲食店やフリーランスへの継続的支援を求めます。

また、区内には文化・芸術に携わる区民も少なくありません。ドイツの文化大臣は、「文化・芸術は生きていく上で必要不可欠なもの。だから無制限の支援をします」と述べ、アーティストへの支援を進めているといいます。「教育と文化のまち千代田区宣言」は、「魅力あるまちづくりのためのよりどころとして、私たちは「教育」と「文化」を考える」と述べています。魅力あるまちづくりのためにも文化と芸術を大切にしていかなければなりません。アーティストなど文化・芸術に携わる人たちへも区独自の継続的支援を求めるものであります。

第四は、コロナ対策のための予算をどう確保するかであります。（スクリーンを資料画面に切

替え)

東京都は5月5日、「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた当面の都政運営について」と題した依命通達を出しました。「都の人的資源や財源を感染症対策に最大限振り向ける」ために、「都民の生命・財産への直接の関連性が低く、直ちに取り組む優先度が低いと考えられる事業のうち、未着手、未発注、一時停止が可能な事業は、原則延期又は中止する」とした内容です。注目すべきは、「具体的な事業の例」として「区画整理、市街地再開発など、都市開発の推進等に関する事業」や「都営住宅建て替えなどの施設整備」などを挙げていることでもあります。

再開発事業における補助金の財源は、法人住民税や固定資産税を原資とする調整交付金です。経済悪化で法人住民税が大きな影響を受けることは必至であり、都の依命通達の視点で、区内の再開発事業を点検、検証する必要があるのではないのでしょうか。答弁を求めます。

さて、新型コロナ・パンデミックは社会の弱い部分を浮き彫りにしました。その原因である新自由主義路線の破綻は誰の目にも明らかです。新自由主義とは、全てを市場原理に委ね、規制を取り払い、社会保障など公的サービスの縮小と民営化を進めることで、資本の利潤を最大化していく政策です。

新自由主義の震源地である米国は、感染者数、死者数ともに世界最悪の事態です。ヨーロッパでも、特に2008年のリーマンショックを契機とした緊縮政策で、コロナウイルスが襲ってきた際、あっという間に医療崩壊を引き起こしてしまいました。

日本はどうでしょうか。(スクリーンの資料画面を切替え)

保健所の数は、1990年次の850か所から、2019年の472か所へと半減し、この30年間に保健所の職員は7,000人も減少しました。(スクリーンの資料画面を切替え)

医師の数も抑えられ、OECDの平均に達するには、あと13万人の医師を増やす必要があります。(スクリーンの資料画面を切替え)

感染症のベッド、病床数も激減しました。1990年には約1万2,000床でしたが、今は7分の1、約1,800です。いかに感染症対策が軽視されていたかがうかがえます。

こうした新自由主義の政策は、千代田区でどう表れているのか。4つの角度で、以下質問します。

第一は、人件費です。(スクリーンの資料画面を切替え)

区長は招集挨拶で、「行財政改革に関する基本条例」を制定し、人件費比率を抑え、財政の柔軟性を実現したと述べられました。確かにこの20年間で人件費は約30億円、年間で減っています。大事なのは、この結果、保健所の体制を弱め、職員の新規採用中止で、職員間の世代継承を困難にし、「官から民へ」の名で官製ワーキングプアをたくさんつくったことを直視することです。

故金澤史男横浜国大教授がかつて、全国町村会の会報で次のように述べていました。「民のコストが安いのは、受託する民間企業の働き手の多くが派遣やパートだからである。自治体の人件費「悪者論」は、格差社会を生み出す1つの震源ともなっている」。傾聴に値する指摘だと思います。

この立場から、指定管理者として働く職員の給与改善を求めたいと思います。

板橋区では、指定管理者として働く正規従業員について、特別区人事委員会が特別区職員の給与勧告に向けて実施する民間従業員の給与実態調査結果のうち、職層別平均給与額を適用しながら給与改善を図ったといます。こうした取組も参考にしながら、千代田区もぜひ指定管理者で働く従業員の給与の底上げを図っていただきたいと思います。

第二は、中学校の学校選択制の見直しについてです。小中学校の学校選択制の目的は、学校への競争原理の導入にありました。国連子どもの権利委員会は、日本政府に対し、「教育制度の過度に競争的な性格が、子どもに否定的影響を及ぼしている」と繰り返し勧告しています。こうしたことから、中学校への選択制の導入に、我が党区議団は反対してきました。

今、選択制が教育環境の悪化をもたらし、見直しを進める自治体が次々と生まれています。千代田区も来年度の入学者から見直します。「優先区域」を設けた上で学校選択を実施し、「学校選択基準人数」を超える希望者があった場合、教育委員会による「調整」を設けるという内容です。しかし、学校選択基準人数が受入れ可能人数を90人も上回っての調整で、果たして教育環境を守れるのでしょうか。教育環境を守るために、学校選択制を、学校が受入れ可能な生徒数の範囲内に抑えるべきではないでしょうか。答弁を求めます。

第三は、住宅問題です。（スクリーンの資料画面を切替え）

1991年に策定された住宅基本計画は、「本区に住む区民には住み慣れた地域社会に住み続ける権利があり、これを保障することが、区の基本的責務である」と「住まいは人権」とうたい上げました。（スクリーンの資料画面を切替え）

これが2007年の第二次住宅基本計画で180度転換します。「直接供給型の住宅施策から、民間市場の活用による住宅施策への転換」です。住宅施策を市場原理に委ねた結果、住み続けられない区民が生まれています。特に年齢で入居を拒否される、あるいは高家賃で低所得世帯が住み続けられない、こういう状況が広がっているのは、人権上、放置できないことです。（スクリーン表示を元に戻す）

家賃補助が制度化され、国民に住宅を保障しているヨーロッパ諸国と異なり、日本は持ち家主義が色濃く、国の制度として家賃補助を持たない国です。そのためコロナ禍の中、家を失う人が相次ぎました。それだけに自治体の役割は大きいものがあります。しかし千代田区は、住宅施策を市場に委ね、区営住宅の新規供給をストップ、その上、借上型区民住宅を廃止したのです。

借上型を含む公共住宅の供給を再開すべきではないでしょうか。答弁を求めます。

第四は、まちづくりの問題です。東京都のコロナ感染者数は、全国の感染者数の約3割です。人口は全国の1割ですから、大都市に感染者が集中しており、ここにも一極集中の弊害が見てとれます。

東京一極集中は、今世紀に入って、促進する方向に切り替わりました。東京の国際競争力強化と日本の経済成長を名目に、小泉内閣と石原都政が都市再生を進めてきました。そのために制定されたのが、2002年の都市再生特別措置法です。目玉は、都市再生特区に代表される都市計画の規制緩和です。これにより、開発の巨大化と手続のスピードアップが可能になりました。石

川区政はこの流れに合流しました。（スクリーンの資料画面を切替え）

まず、2001年10月制定の「新世紀構想」に、「100万人の昼間区民や企業を対象とした行財政運営を行う」と明記。これが何を意味するか。すぐに明らかになります。（スクリーンの資料画面を切替え）

2002年度から2011年度までの第3次長期総合計画で、「まちづくりの主体は区民と企業である」と、住民と企業を同列に置き、企業もまた、まちづくりの主人公のように位置づけたのであります。（スクリーンの資料画面を切替え）

さらに2001年8月には、都心5区の区長名で「都心再生に向けての提言」を発表し、容積移転制度や首都高の地下化などを発信しました。

規制緩和は都心をどう変えたか。ヒートアイランド現象などの環境の悪化、災害時のリスク増のほか、住民の転出入が激しくなり、地域コミュニティを育みにくいまちに変えました。（スクリーンの資料画面を切替え）

貧困と格差も増大し、低所得者が住み続けられなくなっています。千代田区では、この20年間で課税所得1,000万円以上の区民は増えましたが、200万円以下の区民は減り続けています。コロナ危機は、こうした都市づくりに疑問を投げかけ、持続可能な社会への転換を求めたのではないのでしょうか。

手始めとして、新世紀構想にある「企業を対象にした行財政運営を行う」、この記述の見直しを行う必要があるのではないのでしょうか。見解を求めます。

都市計画・まちづくりは、地域住民が安全に、安心して暮らし、住み続けられるための生活基盤づくりです。まちづくりへの住民参加と合意形成が不可欠な理由はここにあります。

住民参加の一形態として、建築審査会における総合設計制度の審査の過程で、近隣住民の声を聞く仕組みの導入を提案するものであります。

最後は、**飯田橋駅西口再開発事業**についてです。

当該開発は、100条委員会の調査対象の一つでもあり、調査の到達を若干最初に振り返りたいと思います。現段階で明らかになったことは、次のとおりです。（スクリーンの資料画面を切替え）

2015年11月7日、区長夫人と次男家族が、三井不動産レジデンシャルのモデルルームを訪問されました。担当者のメモによると、「6階前後Fタイプ気に入る」とあります。同年11月19日の予定価格表から、また正式価格表では12月11日から、当該住戸に「事業協力者住戸」と明記されるようになります。（スクリーンの資料画面を切替え）

三井不動産レジデンシャルによると、事業協力者住戸とは、「お得意様のために一般分譲をせず、登録受付や抽せんをしない住戸」のことであります。問題の核心は明らかです。それは、区長が総合設計制度を許可した、利害関係者のマンションの1戸を、区長と家族が抽せんなしに優先的に購入したということです。（スクリーンの資料画面を切替え）

この行為が職員倫理規程や職員服務規程に反するのは明らかです。倫理規程は、「職員は、法令により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与を受け

ること等の区民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない」、こう述べ、また職員服務規程は、「職員は、自らの職務に利害関係がある者から金品を受領し、又は利益若しくは便宜の供与を受ける行為その他職務執行の公正さに対する区民の信頼を損なうおそれのある行為をしてはならない」、こう述べているからです。ましてや区長は、一般職の職員を指導・研修する立場にある任命権者ではありませんか。道義的に許されるはずがありません。（スクリーンの資料画面を切替え）

住宅ジャーナリストの櫻井幸雄氏は、「許認可の決定権を持つ立場の人間が事業協力者住戸を購入しているとすると、道義的に問題ありと言わざるを得ないだろう」とコメントされました。もともとであります。

しかし、区長にその認識がございません。それどころか、100条委員会の委員宛てに送った意見書では、「当該マンションは不人気」であり、高値で購入させられたという趣旨のことまで述べておられます。しかし、問題になっているのは、抽せんなしに優先的に購入したことであって、価格ではありません。（スクリーンの資料画面を切替え）

この資料をご覧ください。一番下の7階の1戸は1億2,790万円で分譲されました。（スクリーンの資料画面を切替え）

この物件は、本年2月、1億4,980万円で転売されています。1.17倍の高値で売られています。他の住戸も分譲時より高値で転売されていて、人気のない物件とはとても言えません。（スクリーンの資料画面を切替え）

また、区長の意見書にある東京カンテイの資料によると、当該マンションは、2015年12月の第1期、2016年2月の第1期2次・3次、同年3月の2期で分譲されたとあります。5の3戸が事業協力者住戸と思われまふ。意見書を読むと、区長は当該住戸の購入時期を、2016年2月分譲の第1期2次と理解しているようです。しかし、それは誤解です。（スクリーンの資料画面を切替え）

このデータは、その第1期2次の分譲予定リストです。「住まいサーフィン」のデータですが、右が拡大したものです。2015年12月10日の時点で区長と家族が購入した物件は、既に分譲の対象外になっています。それは、区長の物件は「事業協力者住戸」だからです。（スクリーン表示を元に戻す）

このように、区長と家族が利害関係者から便宜を図ってもらったことは、もはや紛れもない事実です。次は、三井不動産レジデンシャルが、なぜ区長と家族に便宜を図ったかの解明であります。三井側の証人喚問がどうしても必要です。

100条委員会の役割の一つは、区長と事業者の間にこうした関係がなぜつくられたのか、その解明ではないでしょうか。私は、都市計画の規制緩和の中で、行政とデベロッパーとの間を画していた一線を行政が越えてしまったからではないかと考えるものであります。そのことを示す一例が、飯田橋駅西口再開発事業であります。（スクリーンの資料画面を切替え）

同区域の容積率は、都市計画決定で410%が930%に増えました。開発手法は、第1種市街地再開発事業で、三井不動産とレジデンシャルが参加組合員です。今回取り上げるのは、広場

1号、赤の矢印のところであります。この区域は当初、再開発準備組合の提案ではなく、区の要請で開発の施行区域に組み込まれました。それを知ったのは、この議事録を改めて読んでからです。2008年9月の企画総務委員会の議事録です。(スクリーンの資料画面を切替え)

議題は、飯田橋駅西口地区地区計画の都市計画決定です。企画総務委員長、「広場の1号となる西口の交番の裏周辺も対象にした地区計画になっているでしょう。それが向こうから」、つまり準備組合であります、「向こうから、うちでやりますよと簡単に言うと思えないわけですよ。相当長い期間をかけて、行政と相談を重ねてきた。そういう意味では、共同作品みたいなところがあるんだろう」。それに対し、地域まちづくり課長は、「委員長のおっしゃったとおり、区の意向も入っている中での提案」と答弁しています。「交番の裏」は区有地です。それをなぜ区は地区計画に組み込ませたのか。(スクリーンの資料画面を切替え)

この地には、区から許可をもらい、9人の借地権者とたな子が暮らし、商売をしていました。9名の「富士見2-9協議会」は、2008年1月、区長に要望書を出しています。そこには、「飯田橋駅周辺地区整備構想」によりますと、私どもが居住・生計を立てている場所は「駅前広場」になっており、私どもの9軒の建物が跡形もなくなっておりました。土地の使用のご許可いただきますようお願い申し上げます」とありました。

ところが、区は、この地で暮らし、商売をしている方たちと協議をするのでなく、開発事業者に立ち退かせたのではありませんか。さらに、その跡地を広場に整備することと引換えに、容積率を上乗せしたのではありませんか。私はここに、「企業を対象とした行財政運営」の姿を見る思いがいたしました。

なぜ広場1号を再開発の施行区域に組み込んだのか。経過をご説明ください。

広場1号は、「再開発等促進区を定める地区計画」において、容積率を上乗せする「見直し相当容積率」の一要素になっているのではありませんか。答弁を求めて、質問を終わります。(拍手)

〔区長石川雅己君登壇〕

○区長(石川雅己君) 木村議員の新型コロナウイルス感染症対策に関するご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は、全世界に拡大し、収束に向けていまだ先が見えない状況であることはご案内だろうと思います。区は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、区民の命と健康を守ることを最優先に取り組んでおります。その上で、区民の日常の生活を支え、区内の中小零細事業者の経済活動を支えるため、国や都と連携して適時適切に対応してきております。

さらに、これからの新しい生活様式を見据え、ウィズコロナ、アフターコロナの観点から環境整備に資する取組にも注力を注いでいるところであります。

有効な治療法やワクチンがない状況で、今後も第3波、第4波の到来が懸念をされております。今後もやるべきことを見極め、基礎的自治体としてスピード感と実行力を重視し、議会の皆様にも様々にご意見を賜りながら、新型コロナ対策を精力的につくり上げてまいりたいと思います。

次に、保健所体制の強化であります。ちょうど保健所は、昭和50年（1975年）に自治法の改正で23区に保健所設置が移りまして、45年たちました。当時、私は都政の立場からその仕事をしておりましたが、そのときの保健所の機能と現在の機能は大幅に変わっております。例えば民泊の問題、あるいは食品衛生に関すること、あるいは、たばこに関します健康増進に関する取組、そして今回の感染症対策の最前線として区民の生命、健康を守る上で大変重要な、そして大きな役割を持っているわけでございます。

私たちは、そうした中で新型コロナウイルス感染症対策について、保健所を介さずに患者がPCR検査が受けられるよう体制を整備し、派遣看護師によるコールセンターの設置や東京都職員による応援など、様々な方法で人材確保を進めてまいりました。

今後も、感染拡大に備え、保健所の機能が40年たって大幅に増えてきたということから見ますと、保健所のスタッフを増員し、引き続き保健所の人員体制の強化を進めてまいりたいと思います。そして、保健所の事務スペースにつきましても、業務量が大変大幅に増えているということから、緊急避難的な措置として保健所の外に区有施設の活用を図るなど、今、精力的に検討をし、柔軟に対応してまいりたいと思います。

なお、詳細、その他の事項については、関係理事者をもって答弁をいたさせます。

〔教育担当部長佐藤尚久君登壇〕

○教育担当部長（佐藤尚久君） 木村議員のご質問のうち、中学校の学校選択制についてお答えいたします。

中学校の学校選択制については、平成12年8月の中学校教育検討会の報告を踏まえ、平成14年11月に教育委員会が、「千代田区の中等教育学校将来像」を策定し、平成15年度、平成16年度の入学者から導入しております。これは、学校への競争原理の導入を意図したものではなく、特色ある学校づくりを推進するために導入したものでございます。

しかしながら、一方で、近年、生徒数の増加や選択校の偏りにより、学級編制に影響を与えかねない状況も出てきております。こうした状況に対応するため、令和3年度の中学校の入学者の決定に当たりましては、中学校ごとに受入れ可能人数及び学校選択基準人数を定め、これを超える選択者があった場合に、本制度の趣旨を尊重することを基本としつつも、教育委員会規則に基づく「調整」を実施することを検討しております。

また、各校の学校選択基準人数は、「調整」の実施についての目安として、九段中等教育学校及び例年の私立学校等への進学者を踏まえた人数で設定しております。

いずれにいたしましても、現行の学校選択制度が子どもたちの教育環境に影響を及ぼさないよう配慮してまいります。

〔地域振興部長村木久人君登壇〕

○地域振興部長（村木久人君） 木村議員の、暮らし・営業への継続的支援についてのご質問にお答えいたします。

区では、緊急経営支援特別資金等の制度融資を中心とした相談対応の中で、飲食店をはじめとした中小の事業者に対する継続的な支援に努めてまいりました。さらに、新型コロナウイルス感

感染症の影響が拡大し、制度融資のほかにも様々な給付金や助成金などの支援策が実施される中で、様々な業種や営業形態の中小の事業者が、これらの支援制度を十分に活用できるよう、総合的な相談窓口への拡充を行いました。

また、先般の本年第2回区議会臨時会でご議決いただいた、区民生活を包括的に支援する（仮称）千代田区特別支援給付金、区民条件では実質無利息となる小規模企業者を対象にした融資制度の新設、商店会や同業種団体等の商工団体を通じた、新しい生活様式に沿った取組への支援など、新たな支援策も実施していきます。

新型コロナウイルス感染症収束への道筋がなかなか見えてこない状況下において、区では、文化・芸術関連の事業者も含めた区内の中小の事業者に対し、引き続き継続的な支援を行ってまいります。

〔環境まちづくり部長小川賢太郎君登壇〕

○環境まちづくり部長（小川賢太郎君） 木村議員の公共住宅の供給に関するご質問にお答えいたします。

本区で管理する公共住宅の整備状況は、区民1人当たりの公共住宅の戸数が23区平均の5倍以上となっており、際立って充実している状況でございます。こうした中、第三次住宅基本計画では、区の住宅施策の基盤である区営住宅の供給戸数水準を今後も維持し、特に昭和期に建設した区営住宅の建て替えに向け、耐震性、防犯やプライバシーへの配慮、バリアフリー対応など、質を高めた居住環境の確保に向けた取組を計画的に推進することとしております。

また、計画の中で借上型区民住宅については、定住人口の確保が求められた当初の目的を果たしたことなどから、借り上げ契約期間の満了をもって終了することとしております。今後も、区内の住宅供給状況等を踏まえた公共住宅施策を進めてまいります。現時点では新たな公共住宅を供給する計画はございません。

〔まちづくり担当部長加島津世志君登壇〕

○まちづくり担当部長（加島津世志君） 木村議員のまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

初めに、東京都の5月5日付依命通達に基づき、区内の再開発事業を検証してはどうかについてでございますが、依命通達は、緊急事態宣言中に都民の「命」を守る、都民の生活、東京の経済活動をしっかり支えるなどに注力するために、一時的に休止する事業の一例として、東京都が自ら施行する築地市場の再開発手続、区画整理、市街地再開発等を取り上げているものでございます。

一方で、東京都は、民間施行による市街地再開発事業は推進しており、この9月にも数か所の地区で組合設立認可を行っております。本区といたしましても、コロナ禍にあっても必要な都市の機能更新を図るため、各地域の検討の熟度に対応しながら、市街地再開発事業も視野に入れ、まちづくりに取り組んでまいります。

次に、基本構想における「100万人の昼間区民や企業を対象にした行財政運営」についてですが、これは、千代田区を構成するまちづくりの当事者が、住む人、働く人、学ぶ人々と、法人

区民としての企業であることを前提に、企業の持つ活力・潜在力などで地域貢献として生かし、防災、環境、バリアフリーやコミュニティ活性化、賑わい創出などの地域課題の解決に導くという趣旨であり、都心千代田区の地域特性を踏まえた重要な考え方であると認識をしております。

次に、建築審査会における総合設計制度の審査の過程で、近隣住民の声を聴く仕組みの導入についてでございますが、「千代田区総合設計許可に係る建築物の高さと誘導指針」を超える高さの建築物を計画する場合には、公聴会を行うこととなっており、公聴会での意見は、建築審査会へ報告され、慎重かつ公正に同意の可否が判断されます。

また、計画の早い段階から早期周知条例に基づく説明会においても、近隣住民の方々の意見を伺う仕組みもありますので、今後も既存の制度を活用しながら進めていきたいと考えております。

次に、飯田橋駅西口再開発事業の広場1号を再開発事業の施行区域に盛り込んだのかについてでございますけれども、「飯田橋・富士見地域まちづくり協議会」におきまして、平成19年12月に策定された「飯田橋駅及び駅周辺整備構想」において、飯田橋駅西口駅舎のバリアフリー化などによる使いやすい駅舎改良や駅前広場の拡充、駅前歩行者空間の充実につなげるための必要な整備として定められました。整備の具現化に向けて千代田区に都市計画提案が提出され、市街地再開発事業として整備することが決まったものでございます。

また、広場1号が見直し相当容積率になっているかのご質問ですが、東京都の「用途地域等に関する指定方針及び指定基準」に基づき、乗車人員の多い駅周辺として、早稲田通りの拡幅やお濠沿いの道路については最大7メートルの拡幅と、それに沿った6メートルの歩道状空地の整備、その他周辺道路全体において最大5メートルを拡幅する道路整備や、広場を整備する基盤整備を行うことで見直し相当容積率が適用されており、基盤整備の中の一つとして評価をされております。

〔政策経営部長細越正明君登壇〕

○政策経営部長（細越正明君） 木村議員の新型コロナウイルス感染症対策に関するご質問に、区長答弁を補足してお答えいたします。

さきの臨時会での補正予算に対する附帯決議については、真摯に受け止め、速やかに対応すべきものと認識しております。とりわけ区民の命と健康を守る取組は最優先で行うと、招集挨拶でも申し上げたとおりでございます。

PCR検査の拡充については、検査の目的、対象者の範囲、実施体制など、基本方針を整理する必要があり、現在、庁内の関係部局と協議しているところでございます。まずは高齢者施設の従事者など、重症化リスクの高い高齢者等と接触機会の多いエッセンシャルワーカーへの拡充を検討しているところでございます。

〔行政管理担当部長古田 毅君登壇〕

○行政管理担当部長（古田 毅君） 木村議員の指定管理者の person 費に関するご質問にお答えいたします。

指定管理者が管理する施設の従事者の賃金は、その指定管理者との雇用契約により決定されるものであります。その従事者の賃金には公契約条例が適用され、職種別に定めた賃金下限額以上

の賃金の支払いを義務づけ、それに違反した場合は是正措置を行うとともに、その措置にも従わない場合は、指定管理協定を取り消すことが可能でございます。

また、指定管理協定に基づき、指定初年度には必ず社会保険労務士による労働環境モニタリングを行い、労働関係法規が遵守されていない場合には改善を指示しております。

ご案内のとおり、公契約条例は、指定管理に加え、対象となる公共工事や業務委託に対し、当該業務の従事者の賃金等の労働環境を確保し、社会経済の健全な維持発展や、公共サービスの質の向上等を図るものでございます。この目的に基づき、最低賃金法の最低賃金額を上回る適正な賃金下限額を、区独自に設定しているものでございます。

今後も、公契約審議会の中でご議論を頂き、区として適正な賃金下限額を定めることで、引き続き労働環境の確保に努めてまいります。

○12番（木村正明議員） 再質問いたします。保健所体制について伺いたいと思います。

保健所の職員増、それには事務スペースの増大に向けて検討されているというご答弁でした。ただ、現場の声を伺うと、（ベルの音あり）ほとんどの課で人員増を求めている、と。人員増を求めている、そういう状況です。もちろん検査係が超過勤務で、休暇も取れないという深刻な状況であるのも知っていますけれども、ほかの課でもやはり人員増を求めている。恒常的に人員不足という、そういう状況が生まれているという話も伺っています。

やはり人員を増やす場合には、その増やしていく目安として、感染症の対策業務と、その保健所業務を両立できるようにするための、そういう十分な体制、これが求められているんじゃないかというふうに思っています。そういう視点で事務スペースも、緊急避難措置と同時に、そうした十分な人員確保に対応できる、備えられるような事務スペースの確保が必要なんじゃないかと。この点を改めて伺っておきたいと思います。

以上です。

〔区長石川雅己君登壇〕

○区長（石川雅己君） 保健所の機能が大幅にこの40年間で増えております。そして、一方では感染症対策、これが非常に、様々な事情から言いますと、命と健康を守るという観点からも重要な位置づけをしておりますので、よく現場の声を聴きながら、それぞれのところが、増員を含めて、どのような形でできるか、スペースの問題も含めて、今、十分に内部的に議論をしておりますので、その結果を私は待ちたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小林たかや議員） 次に、公明党議員団を代表して、19番米田かずや議員。

〔米田かずや議員登壇〕

○19番（米田かずや議員） 令和2年第3回区議会定例会におきまして、公明党議員団を代表して質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、密を防ぐ「新しい生活様式」を築きながらビジネスや経済活動が動き出しています。今後は、「新しい生活様式」を定着させるための具体的な施策を本区においても推進し、決して後戻りをしない自律的な地域社会を構築していく必要がある

と考えます。

国は、「新たな日常」の構築の原動力となるデジタル化への集中投資・社会実装と、その環境整備を進めていくとしており、特にデジタル・ガバメントは今後1年間が改革期間であると、いわゆる「骨太の方針」にも示されました。

また、内閣府が示した「地域未来構想20」の中では、コロナ禍だからこそできる事業、ピンチをチャンスに変える施策が紹介されています。東京都でも、目指すべき姿として、本年7月に都民サービスの向上の観点から、あらゆる行政手続を、来庁せずに、いつでもどこでもデジタルで完結できる環境の構築を目指すとの発表がありました。

本区も、これまで以上にデジタル化を積極的に取り入れ、行政手続のオンライン化、マイナンバーの促進、AI・RPA等による業務の効率化、テレワーク、ワーケーション、キャッシュレス化を取り入れ、新たな生活様式の行政サービスを行うことで、今後の業務改革につなげていくべきと考えます。

そこで、区として今後の新たな生活様式を踏まえたデジタル化への取組の方針をお聞かせください。

デジタル化を進めるに当たっては、誰もが取り残されないようにすることが大事で、全ての人が最低限必要な技術を使えるように保障する「デジタル・ミニマム」の理念を掲げ、高齢者や障がい者の方などが取り残されないように、誰もがデジタル化の恩恵を受けるようにしていくことが重要と考えます。専門人材の確保と職員の育成も欠かせません。また、マイナンバーを活用した取組は、当然必須になってくると思います。

そこで、デジタル弱者に対する取組方と、また人材をどのように育成、確保していくのか、現在のマイナンバーの進捗状況と、今後どのように推進していくのかも併せてお聞かせください。

本区もデジタル社会の技術への進展に対応するために、行政サービスの基盤の構築と、今後の社会構造の変化にも業務開発を可能とするために、主要システムのリプレースを計画していましたが、新型コロナの影響や、この夏、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン改定」があり、現在計画を見直していると伺っています。

そこでお伺いいたします。現在のコロナ禍の情勢や地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン改定の検討会の内容を受け、リプレース計画をどのように見直していくのかと今後のスケジュールをお聞かせください。また、「三層の対策（マイナンバー・LGWAN）」の見直しの方針についてもお聞かせください。

次に、経済対策についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染の再拡大などによる経済活動の自粛などにより、経済環境も再びダメージを受けています。国や都では、持続化給付金や感染拡大防止協力金等や無利子・無担保での融資など、様々な支援策を打ち出しております。また、本区でも、さきの臨時議会の補正予算で、我が党の提案を受け、区独自の1人12万円の特別支援給付金や、新たな商工融資事業、そして商工関係団体支援事業を打ち出し、支援を行っております。このことは評価し、感謝をいたします。

しかし、ここからが経済対策の本番です。本区で事業されている方々が、どのようなことでお困りで、どのような支援が必要かを考え、さらなる支援策を打ち出していく必要があると考えます。区として、今後の経済対策について、どのような対策を行っていくのか、お聞かせください。

我が党の聞き取り調査の中で多いのが、家賃補助に関することです。国や都で支援策を行っていますが、賃料の高い本区は、それだけでとても賄えるとは思えません。また、国や都の支援策の条件に当てはまらなく、補助の対象にならない事業者も多くいます。テナント業を営んでいる方が多い神田の地域で伺ったのは、毎月家賃を支払って事業を営んでいるにもかかわらず、賃貸人が親族の場合は対象外となり、補助がない。また、家賃を減額しても大きな支援はないと伺いました。

他の自治体では、コロナの影響で昨年より売上げが減り、国や都の支援策の対象から外れた事業者に対して独自の支援策を行っていたり、テナントに対して家賃を減額したオーナーに対し、減額した金額の半分を支援している自治体もあります。本区も、お困りの事業者や貸主を支えるため、区独自の家賃支援策を検討してはいかがでしょうか。見解をお聞かせください。

近年、大規模地震や大規模水害など、想定を超える自然災害が頻発化、日常化しております。昨年も多くの台風や大雨に襲われ、東京でも多くの被害がありました。本区では幸い多くの被害はありませんでしたが、避難所を開設するまでに至りました。そして、これからが本格的な台風シーズンです。特に今年は海水の温度が高いので、大型の台風が多くなるであろうと予測されております。

このような自然災害に対して、避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の影響が広がる現下の状況を踏まえ、感染症への対策に万全を期することが重要となっています。発生した災害や被害者の状況によっては、避難所の収容人数を考慮し、過密状態を防止するため、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図る必要があります。

また、避難所における感染リスクを下げるためのスペースの利用方法など、コロナ禍における避難所運営の在り方についてお伺いいたします。

避難所として開設可能な公共施設等の活用については、政府の内閣府防災からも検討するよう徹底がされており、本区でも災害時ホテルを活用できるように検討を進めている方針と伺っていますが、現在の進捗状況をお聞かせください。

また、ホテルや旅館などには、どのような避難者を受け入れることがよいのか。例えば高齢者や基礎疾患のある方、障がい者、妊産婦など、優先的に避難させる人を事前に検討し、優先順位の考え方を事前に決めておく必要があると考えます。見解をお聞かせください。

「避難とは難を逃れること」であり、必ずしも避難所に行くことではありません。新型コロナウイルスの感染リスクを考えても、「安全な場所に逃げることを」住民に改めて周知広報する必要があります。また、災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な限り親戚や知人の家などへの避難を検討するよう、分散避難の方法も周知すべきと考えます。また、避難所における良好な生活環境を確保するためには、感染症を発症した可

能性のある避難者と一般の避難者とのゾーン、動線を分け、個室などの専用スペースを確保し、専用のトイレを用意することなどが必要です。こうした課題にどのように取り組んでいかれるのか、併せて見解をお聞かせください。

豪雨災害に関しては、突発災害でないということに注目すべきです。気象情報を確認し、土砂災害警戒情報や河川水位情報に気がつけば、行政の避難情報が出る前に、早めに避難することができます。そして、迅速な避難を徹底すれば、こうした被害で命を落とす人が限りなくゼロにすることができるのです。

そのためにも、各家庭で作成するマイタイムラインの活用が重要と考えます。実際に避難する住民一人一人が自分の生活環境や家族構成を考慮した上で作成することから、いつ誰とどこへ逃げるかなど、より現実的な避難行動がとれるとともに、作成過程において、家族で話し合うことが防災意識の高まりにもつながると考えられます。同様に、各企業や病院、要配慮者施設においても、主体的に事前の行動計画を作成することは、逃げ遅れなどの人的被害を最小限に抑えることにつながります。

これからは、いつどこで起きるか分からない災害に備え、逃げ遅れゼロを目指し、防災の基本理念である自分の身は自分で守るためにも、区民一人一人がマイタイムラインを自ら作成する取組について広く周知することや、親子で参加していただく防災講座や教育関係部署と連携し、防災に関する教育の場などを通じて、広くその普及を図っていくことが重要と考えます。ご所見をお聞かせください。

次に、コロナ禍でのインフルエンザ対策についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大が収まらない中、秋から冬にかけて季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されています。当然ですが、本区としてもしっかりと備えなければなりません。

厚生労働省は、インフルエンザワクチンを原則として高齢者や医療従事者、子どもなどから優先的に接種する方針を決め、10月前半からワクチン接種を始め、まずは65歳以上を優先して接種を呼びかけ、さらに、10月後半以降は医療従事者や基礎疾患がある人と妊婦、小学校低学年までの子どもに対象を拡大すると伺いました。

患者の増加と重症化を効率的に抑えることはもちろんのこと、医療機関の混乱を避けるためにもワクチンの優先接種を進めていかなければなりません。厚労省の方針に法的拘束力はないとはいえ、新型コロナの影響で、接種希望者が例年と比べ大幅に増えることが予想されています。国や自治体は、優先接種の意義について事前周知を徹底していくと伺っています。

ただ、心配なのは、インフルエンザワクチンの供給量が、厚労省の発表では、今季の供給量の見込みが約6,300万人分しかなく、4種類のウイルスに対応した2015年以降で最大というが、国民全員分には届きません。本区では、65歳以上の方と高校生以下の方は負担なしで接種できます。先ほども述べましたが、本年はいつも以上に希望者が増えるのと、対象者以外の方の希望者も増えることが想像できます。

そこでお伺いいたします。本年はワクチンの供給不足が懸念されていますが、区として希望者に対応できるよう、どのように確保していくか、お聞かせください。

医療機関の体制づくりも急ぐ必要があります。季節性インフルエンザの患者数は、例年1,000万人規模で、新型コロナと季節性インフルエンザの症状は似ており、とりわけ初期症状では判別するのが難しく、医療現場では両方の検査を行わなければならないケースが急増する可能性があります。

これまでは、発熱患者は、保健所の帰国者接触者相談センターに連絡し、帰国者・接触者外来などの医療機関で診察を受けることになっており、今後、インフルエンザ流行期を迎えると、これまで以上に保健所業務を逼迫するおそれがあります。保健所を介さずに、発熱患者の診察や検査が迅速に受けられる体制を構築する必要があると考えます。

そこで、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関などで相談・受診し、必要に応じて検査を受ける体制が望ましく、国も取り組んでおります。ただ、診療所によっては、動線が確保できないことや院内感染の不安があるということで、発熱患者を診ないところもあると伺っています。

そこでお伺いいたします。今後のコロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に備えて、区民が安心して医療を受けられる体制をどのように進めていくのか、お聞かせください。

次に、コロナ禍での公共事業等についてお伺いいたします。

国土交通省は4月20日に、「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」、4月22日、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る費用の設計変更時における積算上の対応について」の事務連絡を関係部署に発信しています。前者には、感染拡大防止対策の徹底、感染拡大防止対策に係る設計変更について示されており、後者は、感染拡大防止対策に係る費用の取扱いなどについて示されています。

以上を踏まえて、何点かお伺いいたします。

2つの事務連絡は、都道府県・指定都市宛てになっていますが、本区も同様の適用がなされるのか、お伺いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策で発生した費用については、「通常の工事には含まれず、特別に計上する費用であることから、公共建築工事共通費積算基準の率による算定は行わない」と事務連絡では示されていますが、この取扱いについてもお伺いいたします。

現在行われている、「四番町公共住宅や仮住宅」整備事業などにも、どのように対応するのか。工事以外の指定管理や外部委託の業務の契約変更が生じた場合は、どのように進められているのか、お伺いいたします。

今後新たに発注する事業及び更新する事業に、本区として基準となる新型コロナウイルス感染拡大防止対策を契約に追加すべきと思いますが、見解をお伺いいたします。

次に、**重層的支援体制整備事業**についてお伺いいたします。

我が国では少子高齢化・人口減少が進む中、家族や雇用形態の多様化と地域社会の結びつきの希薄化が同時に進行しています。そのような中、個人や家族が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化し、80代の親が50代の中老年のひきこもりの子どもを養う「8050問題」、介護と子育てを同時に担う「ダブルケア」、ごみ屋敷、虐待、孤独死など、新たな課題が表面化してきています。

こうした課題は、従来の介護・障がい・子育てなど、制度・分野ごとで対応するのが難しく、何とか時間をつくって相談に行っても、何も解決できないという事態が発生しております。こうした状況を放置しては、いつまでたっても地域共生社会の実現も、全ての世代が安心できる全世代型社会保障も、実現することはできません。

そのため、平成29年の社会福祉法改正により、制度ごとでなく、課題を抱えている本人や家族を丸ごと包括的に支援する体制の整備が、市区町村の努力義務とされました。

平成29年の改正法の附則において、法律の公布後3年（令和2年）を目途として、市区町村による包括的支援体制を全国に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨が規定されており、これを受け、さきの国会では、次の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が新たに創設されることになりました。

3つの支援の1つは、包括的な相談支援です。福祉の窓口は、高齢者、障がい者、子どもといった分野別に分かれていることが多いのですが、どんな相談も最初の窓口で丸ごと受け止めます。例えば高齢者の窓口で介護の相談に来た親が、息子のひきこもりのことも相談してきたら、そこで、「65歳以上の人しか支援できない」と言って断ることなく受け止め、必要な支援につなぎ、相談を断らない、たらい回しにしないということです。そして、福祉の分野にとどまらず、住まいや雇用、医療、教育など、他の分野の支援機関とも連携し、家族全体が抱える課題を解決していきます。

ただ、ひきこもりが長期化しているような場合では、具体的な課題がすぐ見えないため、すぐに支援につながれないことも多々ありますが、そうした場合でも伴走型で、本人と同じ目線に立って、本人に寄り添いながら、つながりを持ち続け、課題を1つ1つ解きほぐし、粘り強く支援につなげていくことも期待されております。

2つ目は、地域につなぎ戻していくための「参加の支援」です。仕事をしたり、地域活動に参加したり、本人に合った場を探して、そこで役割を見いだせるよう支援します。例えば障害者手帳を持っていないひきこもりの方が働きたい希望があっても、いきなり一般就労が難しいため、地域の就労支援施設で障がいのある方々と一緒に作業をしたりするといった支援も想定されております。すなわち、本人のニーズと地域の資源をうまく有効利用して、社会とのつながりを回復することが参加支援です。

そして、3つ目が、「地域づくりに向けた支援」です。こども食堂や運動教室など、住民自らの支援で行う多様な活動や居場所を増やしていきます。そのために、地域づくりに関心を持つ住民やNPOなど、福祉以外の分野の方々とも日常的に顔の見えるネットワークをつくっていくことが想定されています。

この3つの支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施することによって、制度の縦割りを打破し、制度に人を合わせるのではなく、困り事を抱えている本人と家族を中心とした支援へと、福祉の大転換を図ることが期待されており、これこそ私たち公明党が長年推進してきた「断らない相談支援」であって、誰も置き去りにしない社会を実現する基盤となる事業だと確信

しております。

また、今回のコロナ禍で、改めて人とのつながりが重要だと再認識されていますが、まさにこの事業は、人と人のつながりを再構築する事業であり、今まさに取り組むことが求められているのではないのでしょうか。

既にこれまで多くの自治体でモデル事業が行われ、来年度からこの事業を実施する市区町村に、国が交付金を支給する新たな制度が本格的にスタートいたします。

そこでお伺いいたします。

来年4月からスタートする重層的支援体制整備事業について、本区としても地域共生社会の実現に向け、積極的に取り組むべきと考えます。区として、今後どのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

また、厚生労働省から各市区町村に対し、事業の実施意向や事業費の見込みなどについてアンケートが実施されております。これに対して、どのように検討し、どう回答したのか、お聞かせください。

以上、新型コロナウイルス感染症対策、重層的支援体制整備事業について質問させていただきました。区長、教育長、関係理事者の前向きな答弁を期待いたしまして、公明党議員団の代表質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔区長石川雅己君登壇〕

○区長（石川雅己君） 米田議員の重層的支援体制の整備事業についてのご質問にお答えいたします。

重層的な支援体制整備事業とは、介護、障害、子ども、困窮の相談支援に係る事業を一体として実施をし、相談者本人や、その世帯属性にかかわらず、そのニーズを受け止め、対象者を地域社会から孤立させず、社会とのつながりを築く支援を行う仕組みを市町村に促す事業であります。まさに、お話しのように、断らない、誰をも置き去りにしないという考え方だろうと思います。

対象者別に構築される様々な国や都の制度を、区民生活を支える視点から、区民の立場で横断的に運用し、対応するのは、自治体として当然のことだろうと思います。まさに縦割りの施策を総合化をし、そしてきちっと区民の目線で様々なことをトータルで対応できるようにすることが基本だろうと思います。

千代田区は、これまでも介護や子育て、生活困窮等、複合的な事案について、各相談機関が連携を図っておりました。その中で、ご指摘にもありましたように、社会問題化している8050問題こそ、まさにこうした重層的な相談体制をつくっていかないと、本当の意味で課題解決にはならない。それは本人だけではなくて、その家族も含めて、様々なことを相談を受けながら、施策を繰り返し繰り返し行っていくことが肝要だろうと思ひまして、こうしたことをきちっと取り組むべく、今現在策定中の障害福祉プランや高齢者福祉計画第8期介護保険事業計画においても、重層的な支援体制整備に関する論議をしているところであります。

具体的には、既に各所管で展開している様々な施策を整理するとともに、相談対応に従事する相談員や、ケアマネジャー、医師、看護師などの多職種における人材育成、庁内及び関係機関と

の連携体制の強化、各領域の法的な根拠を整理しながら、制度構築等を図ってまいりたいと思います。多分これからの基礎的自治体の中では、このことをしっかりと取り組むことが、本当の意味で地域共生社会を実現することになってくるのだらうと思います。

現在、国において、この実施意向についてアンケート調査が来ておりますが、まだ具体的に詰めておりませんが、必ずや、このことについて実現、実行できるように、来年に向けて、組織整備を含めて取り組みたいと思っております。

なお、その他の事項については、関係理事者をもって答弁をいたさせます。

〔地域保健担当部長原田美江子君登壇〕

○地域保健担当部長（原田美江子君） 米田議員の新型コロナウイルス感染症対策に関するご質問のうち、コロナ禍でのインフルエンザ対策に関する質問についてお答えいたします。

まず、インフルエンザワクチンの確保については、インフルエンザの流行に備えて、国においてもインフルエンザワクチン接種を強く推奨する中、ワクチン接種希望者の増加が見込まれ、議員ご指摘のとおり、ワクチンの供給不足が懸念されます。

そこで、区としましては、医師会を通して各医療機関に対して、昨年の実績分の1割程度ワクチンを多く確保していただくことや、重症化リスクの高い高齢者等への優先的な予防接種実施をお願いしてまいります。

さらに、これを踏まえ、例年の実績などから予防接種可能数を算出し、これまでの対象者に加え、重症化リスクの高い60歳から64歳までの区民及び妊婦、約3,500人に限って、インフルエンザ予防接種希望者に対して接種費用を無料にしてまいります。

次に、インフルエンザ流行に備えた新型コロナウイルス感染症対策としましては、議員ご指摘のとおり、発熱等の症状がある方がインフルエンザの流行とともに増加することが見込まれます。区はこれまで、災害拠点病院等や医師会並びに歯科医師会、薬剤師会に対して、感染対策の充実と安定的な医療提供の継続のための支援を実施し、各施設において、飛沫防止策や動線の確保、消毒薬、検査体制の整備などに取り組んでいただいております。

今後も、地域の医師会や医療機関等に対して協議及び支援を行い、発熱患者の動線が確保できない場合は、対応時間をずらすなどの工夫や感染リスクの低い唾液を用いた検体採取などの協力を得ながら、新型コロナウイルスとインフルエンザのどちらにも対応できる医療機関の確保に努めるとともに、国や都、地域の医師会等と連携し、診療・検査ができる医療機関の情報共有を十分に行い、発熱等を発症した際に区民が安心して医療を受けられる体制整備に努めてまいります。

〔地域振興部長村木久人君登壇〕

○地域振興部長（村木久人君） 米田議員の今後の経済対策についてのご質問にお答えいたします。

区はこれまで、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、大きな影響を受けている中小事業者等を対象に、緊急融資制度、相談窓口の拡大・強化、商工関係団体への補助等の支援を行ってきました。また、先般の本年第2回区議会臨時会でご議決いただいた（仮称）千代田区特別給付金は、区民生活を包括的に支援するものであり、給付金が区内での消費活動を活性化させ、区内

事業者への間接的な支援となることをも期待したものであります。しかし、新型コロナウイルス感染症の収束はまだ見えず、景気が好転するまで長期化することも懸念されます。

そうした中、国や東京都でも様々な支援策をタイムリーに実施しているところですが、区の支援策を含め、事業者にとって必要な支援を選択・助言する仕組みが重要であると考えております。

区の実施する「ワンストップ相談窓口」には、中小企業診断士と社会保険労務士を常時配置しており、融資だけではなく、事業計画の作成や労務管理等、幅広くご相談を受けることが可能です。ご相談を頂く中で、経営課題を整理し、それぞれの事業者にとって必要な支援策をご提案することを継続するとともに、ウィズコロナ、ポストコロナにおける環境の変化に即応した支援策を引き続き検討してまいります。

次に、区独自の家賃支援についてのご質問にお答えします。

中小企業の家賃負担を軽減するため、国では、「家賃支援給付金」事業が実施されており、これに上乘せする形で、東京都では「東京都家賃等支援給付金」事業が実施されています。区では、これらの給付金が活用されるように、区内中小事業者への正確な情報提供や手続の支援等に努めてまいります。さらに区独自の支援策を実施するかにつきましては、これらの給付金の実態を見極めながら、今後の対応を考えてまいります。

〔政策経営部長細越正明君登壇〕

○政策経営部長（細越正明君） 米田議員の行政のデジタル化に関するご質問にお答えいたします。

初めに、今後の区のデジタル化への取組方針ですが、行政のデジタル化は、新しい生活様式において、単に社会的要請に応えるだけでなく、新たなサービスや価値を生み出すための重要な取組と認識しています。このたびのコロナ禍を奇貨とし、この機会を好機と捉えて、速やかに取り組んでまいり所存です。

次に、誰もがデジタル化の恩恵を受けられるようにするための取組ですが、最新のIT技術を活用して行政のデジタル化を推進することで、行政サービス利用時の利便性の向上とともに、区民の生活スタイルやニーズに合ったサービスを受けることが可能になります。

また、マイナンバーカードの普及とともに、本人確認の機能を生かしたオンライン手続が進むと考えられます。本区の9月1日現在のマイナンバーカードの交付率は28.2%であり、現在展開中のマイナポイントや、来年3月からの健康保険証利用など、今後、マイナンバーカードの取得が増えるものと思われることから、今後も様々な機会を通じてカード取得に向けた周知、PRに努めてまいります。

スマホの保有率は年々伸び、最近は高齢者の方も、家族との連絡手段でLINEやショートメールを活用するなど、その利用が広がっています。これらの状況を踏まえ、誰もがデジタル化の恩恵を受けられるようにするため、講座・講習会の実施や高齢者・障害者に対する情報化支援の推進など、ご利用いただく方の環境に合わせた支援策の検討、さらには、それぞれの窓口での丁寧なサポート体制などを検討してまいります。

最後に、リプレース計画と三層対策の見直しについてですが、総務省では、「新たな生活様式

の対応」と「社会からの要請」を念頭に、三層分離によるセキュリティ対策を見直すとともに、新たな自治体モデルへの検討を行っております。こうした状況を踏まえ、本区も、今年度に予定していたリプレース計画を一旦立ち止まり、総務省による三層対策の見直しを通じたマイナンバーカードを利用した行政オンライン手続サービスの拡充、インターネットを通じたテレワーク等による内部業務の新たな働き方などを視野に入れ、主要システムのリプレース要件の見直しを検討しています。

また、その前提となる人的セキュリティ対策として、情報資産単位の整理や職員のリテラシー向上に向けた研修を実施していきます。

今後は、国から発せられる「自治体セキュリティポリシーガイドライン」や「標準システムガイドライン」を基に、都や23区におけるデジタル化の取組を見据え、区のデジタル化方針の策定と周知を行い、千代田区情報化指針の改正版及び情報化基本構想の策定によって、新たなリプレース方針を示す所存でございます。

〔財産管理担当部長大森幹夫君登壇〕

○財産管理担当部長（大森幹夫君） 米田議員のコロナ禍での公共工事等についてのご質問にお答えいたします。

まず、国からの感染拡大防止対策に係る事務連絡についてでございますが、本区を含む各区市町村は、都を通してこの通知を受けており、事務連絡に示された考え方に従い、本区でも同様の取扱いをしております。

次に、感染拡大防止対策で発生した費用についてでございますが、事務連絡で示されているとおり、積算基準の率ではなく、実際の対応に要した費用、いわゆる実費で取り扱っております。

また、現在行われている整備事業への対応についてですが、麴町仮住宅については、緊急事態宣言を踏まえた工事対応として、受注者の希望に応じた一時中止措置を行うとともに、感染拡大防止対策について、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約変更を実施いたしました。対策に要する費用も事務連絡ののっとり、実際の対応に必要な費用で適切に対応しております。四番町公共施設についても同様に、必要に応じて適切な対応を図ってまいります。

次に、工事以外の指定管理や契約で変更が生じた場合の対応についてでございますが、緊急事態宣言下では、感染拡大防止対策を図り、区民の健康被害を最小限に抑えるため、事業やイベントの一部中止や、施設使用の休止のほか、清掃などの業務の追加が必要となりました。このため、指定管理者に対し必要な補償を行い、事業実施や施設管理業務などの契約においては、受託者と協議の下、適切に仕様書などを変更し、これに伴う契約額や履行期間の適切な変更を行ったところです。

最後に、今後の新規発注や継続する契約についても同様に、感染拡大防止の対策が必要なものについては、国や都の考え方も参考にしながら、契約の仕様内容に追加するなど、適切に対応してまいります。

〔行政管理担当部長古田 毅君登壇〕

○行政管理担当部長（古田 毅君） 米田議員の、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた災

害対策に関するご質問にお答えいたします。

まず、ホテル等の宿泊施設を活用した避難場所確保の検討状況でございますが、現在、区内の各宿泊施設と個々に協議に入っているところでございます。正式な協定等の締結に向けて、引き続き協議を進めてまいります。

なお、宿泊施設に入るべき対象者につきましては、妊婦や障害者、介助を必要とする高齢者などの要配慮者を想定しております。また、優先される方の検討につきましては、避難所にいる方の中で、より静かな環境が必要であることや同行する介助者がいることなどの条件が考えられますが、一方で、避難所には人の手があるということから、より支援を受けやすい場合もございます。そのため、統一的な基準をつくることは困難ではありますが、いざというときに、的確かつ公平な判断ができるよう、条件等についてあらかじめまとめておくなど、事前に準備できることを検討し、取り組んでまいります。

次に、在宅避難など分散避難の周知についてですが、まずは、区ホームページや広報紙を活用して周知を行っているところでございます。今後も、さらに様々な機会を通じて周知を図ってまいります。

また、感染症対策を踏まえた避難所運営についてでございますが、現在、マスクや消毒液、ラテックス手袋、非接触式体温計等のほか、段ボールベッドや間仕切りなどの物資を、各避難所の備蓄倉庫に配備してございます。避難所の開設時には、それらの物資を活用できるようにしてございます。

さらに、体調不良の方などの専用スペースの確保など、感染症対策を含めた避難所開設時の運営手順等につきましては、現在、まず、早期に開設される自主避難所の運営に関して取りまとめをしております。小中学校などの各地域の避難所につきましては、国や都が方針等を示しておりますが、実際の運用におきましては、施設ごとの詳細な検討が必要となりますため、順次検討を進めているところでございます。

次に、マイタイムラインの周知についてでございます。議員ご指摘のとおり、あらかじめ発生が予見される風水害への備えとして、個々がマイタイムラインを作成することは極めて重要でございます。区では昨年、東京都において作成された「東京マイ・タイムライン」という冊子を活用しまして、各種セミナーのほか、各地域の町会長・婦人部長会議等で配布したほか、区立学校につきましては、全児童・生徒に配布するなど、周知を図ったところでございます。今後につきましても、引き続き防災事業などの機会を捉えて、実際にご家庭などで簡単に作成できることなどを周知し、マイタイムラインがより多くの区民に活用されるよう努めてまいります。

○議長（小林たかや議員） 以上で各会派の代表質問を終わります。

議事の都合により休憩します。

午後3時22分 休憩

午後3時35分 再開

○議長（小林たかや議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、会議時間を延長します。

一般質問に入ります。通告順に質問をお願いいたします。

初めに、23番河合良郎議員。

〔河合良郎議員登壇〕

〇23番（河合良郎議員） 令和2年第3回定例会に当たり、千代田区議会自由民主党の一員として、一般質問をいたします。

2020年は、東京オリンピック・パラリンピック開催の期待を胸に、成熟した都市東京を世界に発信する夢と希望あふれる年となるはずでした。それが、コロナ禍による大きな社会変動のうねりの年に様変わりしてしまいました。一日も早い、新型コロナウイルス感染症の収束を実現し、2021年の東京オリンピック・パラリンピックが晴れて開催できることを心から願うものです。

さて、コロナ禍の今、経営者の間では、「ピンチはチャンス」という言葉がよく出てきます。今まさに、様々な分野において、これから何をなすべきなのか、具体的な検討が進められていると思います。新型コロナウイルス感染症拡大により、世の中の考え方・働き方は大きく変化しました。社会の変化を敏感に捉え、将来像を描き、実効性のある行政計画を実践していく2020年は、節目の年になるのではないのでしょうか。

今回は、厚生労働省が公表した「新しい生活様式」について、アフターコロナの新しい社会常態を見据えた行政戦略について質問いたします。

2018年4月、総務省は「自治体戦略2040構想研究会」第一次報告を、同年7月に第二次報告を公表しました。研究会報告の骨子は、2040年頃にかけて迫りくる日本の内政上の危機に対して、危機を乗り越えるために必要となる新たな施策（アプリケーション）と自治体行政（OS）の書換えを構想するものです。分かりやすくパソコン用語で解説されています。この報告書を読めると、まさに、アフターコロナ社会の目指すべき方向性が示されているように思います。

ここでお尋ねいたします。

「自治体戦略2040構想研究会」の公表について、地方制度調査会の答申も踏まえた、本区の見解をお聞かせください。

2040構想・第一次報告を受けて、第二次報告では、自治体行政（OS）の書換えに関する今後の検討課題を、次の4つにまとめています。①「スマート自治体への転換」（自治体の業務プロセスやシステムを標準化・共同化し、ICTの技術革新を活用した自治体行政の展開）、②「公・共・私による暮らしの維持」（公共性・共同性・私性のベストミックスによる社会課題の解決。コミュニティ組織の法人化、人々が多様な働き方ができる受け皿をつくり出す方策）、③「圏域マネジメントと二層制の柔軟化」（個々の市町村が行政のフルセット主義から脱却し、都市・地方自治体間で有機的に連携する。都道府県・市町村の二層制を柔軟化し、それぞれの地域に応じた行政の共通基盤の構築を進める）、④「東京圏のプラットフォーム」（医療・介護・首都直下地震など、東京圏全体のサービス供給体制の構築。東京23区外で職住接近の拠点都市の構築）の4検討課題です。

そこでお尋ねいたします。

この4検討課題について、区長会にてどのような議論がなされたのか、それを踏まえた本区の見解、取組状況をお答えください。

新型コロナウイルス感染症の急激な拡大と、それへの対応は、「新しい生活様式」の誘引となり、「働き方の新しいスタイル」への取組は区が実践していかなければならないものです。感染拡大防止を進めつつ、収束後の「アフターコロナの新常態」を見据えた行政戦略について、3点お尋ねいたします。

①デジタル社会に対応したスマート自治体について。コロナ禍において、接触機会を削減する対策として、各種会議・会合・協議会・イベント等の開催が、中止または延期されました。その間、テレワークやウェブ会議などは民間企業において積極的に活用されました。自治体においてはまだ一般的でなく、自治体の9割がウェブ会議は「初めて」の経験であったとの統計が出ています。新しい生活様式の定着が求められている今、テレワーク、時差通勤、ウェブ会議など、接触機会を削減する対策は重要であると思います。

I C Tを活用した柔軟な働き方は、ワークライフバランスの実現、人口減少時代における労働人口の確保、地域活性化、災害時等の業務継続性の確保、多様な人材活用、業務効率化による生産性の向上などに寄与するなど、働き方改革実現の切り札とされているものです。自治体会議の委員会のオンライン開催も、総務省通知により認められました。

そこでお尋ねいたします。

本区行政のテレワークやウェブ会議の利用実績と、I C T環境の展望、テレワーク導入に必要な準備事項、支援措置、サイバーセキュリティ対策、労務管理上の留意点、データのマッチング、また、各町会との連携など、本区の見解、課題や問題点、方向性をお答えください。

2番目、進化するスマート自治体について。行政手続全てのオンライン化、オンライン教育（G I G Aスクール構想）の進化、官民によるビッグデータの活用、I C Tを活用した障害者の就労支援、A Iを活用した児童虐待対応システム構築や防災情報・避難所対策、介護予防対策、物流対策等、第5期科学技術基本計画で提唱されたSociety 5. 0（ソサエティー5. 0）は、（サイバー空間）仮想空間と（フィジカル空間）現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的問題の解決を両立するというものです。これを実現するには、業務プロセス・システムの標準化やA I・R P A（人工知能・ロボットなど業務効率に特化したツール）、I o T（インターネットに接続されていなかったもの、住宅・建物等がサーバーに接続され情報交換する仕組み）の活用が不可欠です。その上で、職員が企画立案業務や住民への直接的なサービス提供など、職員でなければできない業務に注力でき、行政サービスを提供し続けることができると思っています。しかし、A IやR P A・I o Tの導入には、新たなI C T人材の確保が必要です。国もデジタル庁設置に向けて検討中との動きもあります。デジタル・トランスフォーメーション（デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革すること）を構築するには、迅速な人材教育と官民連携、そして首長直轄のC I O（最高情報責任者）やI C Tリーダーの設置が重要だと思っています。

そこでお尋ねいたします。

本区のスマート自治体構築には、外部人材の登用やIT推進課の部への昇格など、組織改革が必要だと思っておりますが、本区の見解をお答えください。

3番。最後に、区職員の働き方の新しいスタイルについて。平時においても、育児・介護等のための在宅勤務を可能にするなど、公務員が率先資してフレックスタイム制等を導入し、時間の使い方の改善、事業効率や生産性の向上を目的としたビジネススキルを向上させていくことが重要だと思っております。また、ワーケーション、「ワーク」（労働）と「バケーション」（休暇）を組み合わせた造語。極論ですが、リゾート地でテレワークを活用し、働きながら休暇を取る過ごし方など、今後の社会進化に伴い、環境整備が必要になると思っております。

そこでお尋ねいたします。

本区のフレックスタイム制やワーケーション導入についての本区の見解、課題や問題点をお答えください。

自治体は、区民の暮らしを支える基盤であり、欠かすことのできない存在です。コロナ禍による危機対応を糧に、持続可能な自治体行政の制度設計について、具体的な検討を進める必要があると思っております。

以上、明快な答弁を求め、一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔政策経営部長細越正明君登壇〕

○政策経営部長（細越正明君） 河合議員の新型コロナウイルス感染症に学ぶ「新しい生活様式」と自治体業務に関するご質問にお答えいたします。

初めに、平成30年度に「自治体戦略2040構想研究会」が取りまとめた報告に対する見解についてですが、報告書や答申では、行政の課題として、東京圏における高齢化問題や人口集中による災害時のリスク、インフラの老朽化などが挙げられ、これらの課題に対応するために、自治体間のシステムの標準化やAIの活用などを推進していくことを提言しています。

報告書はコロナ前にまとめられたものですが、コロナ禍の現在にも共通するものであり、今後の施策を進める上で参考にしていきたいと考えております。

次に、4つの検討課題に対する区長会での検討についてですが、これらの課題は、今後、自治体が行政運営を行う上で重要な視点として捉えております。その中の「スマートな自治体への転換」を例に挙げますと、自治体の業務プロセスやシステムを標準化し、ICTを活用した自治体行政の展開ができないかなどの議論がなされています。これを受けて、昨年度、特別区区長会調査研究機構において、「特別区のスケールメリットを生かした業務効率化」に関する研究が行われ、防災システム広域連携の在り方や共同調達の可能性などがまとめられました。その内容が、今年7月の区長会役員会に報告され、区長会会長より「各区の様々な意見を踏まえ、研究計画の立案、経費の精査を行うことで、今後の研究の継続について改めて判断する」との取りまとめがありました。

本区といたしましては、主要システムのリプレースを控え、現在、その方針を再検討しており、今後の計画や取組との整合性を図りながら、この調査研究への参画について検討してまいります。

次に、テレワークやウェブ会議の利用実績、ICT環境の展望、テレワーク導入に必要な準備事項等に対する本区の考え方についてですが、本区では、新型コロナウイルス感染対策における緊急事態宣言の発出に伴い、試行的にWeb会議システムの専用端末を導入いたしました。導入に当たりましては、情報セキュリティ確保の観点から、既存の全庁LANネットワーク・システムを活用し、5月より段階的に開始しています。今後は、町会や講習会など外部団体との接続が見込まれることから、さらなる拡充を検討しております。また、テレワークについては、現在、総務省が、新たな自治体モデルとセキュリティ対策を検討しており、本区も柔軟かつ迅速に対応するため、実証実験を行うことを計画しています。この実験では、重要度の低いメールやスケジュール管理と総合行政システムにおける一部の業務の承認に限定し、まずは部長級管理職を対象に検討を進めています。

この実験を通じて、テレワークの効果やセキュリティ管理を含めた運用面での評価を行い、今回のようなパンデミックだけでなく、首都圏での激甚災害発生におけるBCP対策にも活用してまいります。

働き方の新しいスタイルを定着させるには、既存の労務管理・人事評価の見直し、業務手順の簡素化や関連する書類・帳票等のデジタル化の推進が必須と考えております。そのため、今後の業務改革の推進とともに、内部事務系の総合行政システムのリプレースと連携させて取り組む所存でございます。

〔行政管理担当部長古田 毅君登壇〕

○行政管理担当部長（古田 毅君） 河合議員の、スマート自治体構築に向けた外部人材登用等と区職員の働き方に関するご質問にお答えいたします。

まず、外部人材の登用やIT推進課の部への昇格などの組織改革についてでございますが、スマート自治体の実現は、住民にとっては窓口へ来庁すること等の負担軽減に、区にとってはシステム入力などの作業における事務負担の軽減となることが想定されます。今後、一層の取組を進める必要があると考えてございます。

この運用につきましては、ご指摘のとおり、専門性の高い知識が必要で、現在も管理職に経験と知識豊富な外部人材を登用しているところでございます。また、組織改革につきましても、今後、スマート自治体の実現できるよう、適切な人員及び組織体制を検討してまいります。

次に、フレックスタイム制やワーケーションの導入についてですが、区では、育児・介護などのため、1日の勤務時間の一部について勤務しないことを認める部分休業や介護時間制度、また、当初割り振られた正規の勤務時間以外の時間に実施される業務のための時差勤務など、制度整備により職員のワークライフバランスの推進を図ってまいりました。

区の業務は区民と直接接する業務が多く、柔軟な働き方ができる余地が比較的限られてございます。また、公務は、住民からの信託及び租税負担により成り立っていることから、職員による職務の成果や勤務時間については、厳正な管理、把握が求められております。このことから、フレックスタイム制やワーケーションの導入には慎重な対応が必要でございますが、今後、スマート自治体の構築に併せて検討を進めてまいります。

○23番（河合良郎議員） 再質問をさせていただきます。

スマート自治体構築については非常に前向きな答弁を頂いたんですけども、外部人材の登用とか新しいICTの考え方というのは、今、たまたまこのコロナ禍の中で、上場企業の、それに特化した優秀な人材が副業で、地方の自治体に、いわゆる副業として働きかけて、実績をつくっているという、新しいスマート自治体に向けての構築をしているという話も聞きます。

都心区のこの千代田区においては、近くにかなり優秀な人材がたくさんいらっしゃるのではないかなと思うので、その副業も含めて、ぜひ、今だからこそ、ここを構築していくことができるという確信をしていますので、その辺の考え方をもう一度お答えを頂ければと思います。

〔行政管理担当部長古田 毅君登壇〕

○行政管理担当部長（古田 毅君） 河合議員の再質問にお答えいたします。

スマート自治体の実現に向けましては、ご指摘のとおり、専門性の高い知識が必要です。こうした高い専門性を有する外部人材の活用につきましては、これまでも一部始めておるところではございますけれども、今後こういった形での実現が可能かどうかも含めまして、研究をさせていただければと存じます。

○議長（小林たかや議員） 次に、20番大串ひろやす議員。

〔大串ひろやす議員登壇〕

○20番（大串ひろやす議員） 令和2年第3回定例会において、公明党議員団の一員として一般質問を行います。

質問は2点であります。1点は、このたびのコロナ危機により、その必要性が一気に浮き彫りとなった必要な構造改革を、新しい生活様式として区民の皆様と一緒にどうすれば定着していくことができるのかを問うものです。あと1点は、GIGAスクール構想ですけれども、本年第1回定例会にて、私たち会派の代表質問として米田議員が質問していることに尽きているわけですが、私からは、改めてその意義と目的を確認し、全ての子ども一人一人の特性に適した学習をどう行っていくのかを問うものです。

最初に、新しい生活様式の定着についてであります。

新しい生活様式とは、直接には感染拡大防止のための3つの基本である、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いの実施や3密を避ける等を取り入れた日常のことをいいます。そこから「ステイホーム」という言葉も生まれました。また、「テレワーク」や「リモート会議」という言葉も、もう当たり前となりました。教育の分野でいうと、「オンライン学習」もそうでしょう。

この新しい生活様式は新しい働き方を生み、新しい教育も生み、新しいエネルギーの使い方も、新しい福祉も、新しいまちづくりも生んだと言えるのではないのでしょうか。デジタル化もそうあります。つまり、今回のコロナ危機は、社会のあらゆる分野で構造改革の必要性を一気に浮き彫りにしたとも言えます。

その代表的なものとしては、3点あると思います。1つは、デジタル化であります。以前から日本はデジタル化の後れが指摘されておりましたが、まさにその後れが一気に表面化したのであります。行政のデジタル化や教育のICT化であります。

2点目は、新しい働き方、いわゆる働き方改革が一気に進んだことがあります。そして、そのことは同時に、温暖化対策をこの機に一段と進めるきっかけをつくったのであります。（スクリーンを資料画面に切替え）

左は、テレワークの導入率です。テレワークを実施した社員の割合は5割を超え、勤務日数ベースで見ると6割にも達しています。

パネルにしていまいりました。右の表は、IEA（国際エネルギー機関）がこの4月30日に、実は世界のCO₂の排出量の見通しを発表しました。何と前年比でマイナス8%になるということです。このマイナス8%は過去最大であります。約26億トンのマイナスとなって、10年前まで遡る水準まで下がったという報告でありました。

時間があれば、これそれぞれの石油だ、石炭だ、電力だ、それぞれ出ているので説明したいとここでですけど、時間がありませんので。

今年、パリ協定がスタートして、1.5℃以内に収めるためには、この8%の減少、約7.6でもいいですけども、今後10年間続けなければいけないという報告でありました。（スクリーン表示を元に戻す）

区としても、これを契機に働き方改革を継続するとともに、気候非常事態宣言を行い、2050年にCO₂排出実質ゼロを目指し、大胆かつ着実に温暖化対策を進めるべきではないでしょうか。

3点目は、構造改革とは異なりますけれども、人と人のつながりの大切さが認識されたことを挙げたいと思います。地域やボランティア団体が今までのように活動できない中、出張所の職員や保健所の保健師の方々が高齢者宅を訪問して、声がけをしてくださっていること、大事なことであります。区民の方からも大変感謝されています。新しい生活様式の定着を図る中で、どう人と人のつながりを維持し、支え合いや連帯をどうつくっていくのかが今後の課題と言えます。

必要性が浮き彫りになった例として、3点述べさせていただきました。

今回のコロナ危機を契機とし、構造改革については元の日常に戻るのではなく、新しい生活様式の定着を図り、進めることが求められています。

そこで、改めて新しい生活様式の定着の意味するところとは何か、お伺いいたします。また、浮き彫りとなりました構造改革を進めることについて、ご所見をお伺いします。特に、述べました気候非常事態を宣言し、温暖化対策を進めることについては、議会としても全会一致で決議したことであり、区としてどう考えているのか、ご所見をお伺いしたいと思います。

次に、新しい生活様式の定着について検討し、推進するための庁内組織及び行動指針についてであります。

区は7月22日に、令和3年度の予算編成方針を公表しました。「あらゆる面で社会の在り方が変わる時代の大きな転換点にあることを強く認識し、新しい生活様式を社会全体で定着させていく必要性を念頭に置いた上で、行政サービスを提供していくことが求められます」と。「社会の在り方が変わる」とは、構造改革の推進を意味していると思います。まさに今がそのときであり、社会全体でこの新しい生活様式の定着を図っていきます」と。大切なことが示されました。

構造改革については、区政に関するものとしては、行政のデジタル化や教育のICT化など、社会全体に関わるものとしては、温暖化対策や働き方改革など、大別することができるでしょう。具体的に検討し、推進するためには、外部の有識者の方にも協力を頂く必要があるかもしれません。いずれにしても、庁内横断的な組織が必要と考えます。

また、新しい生活様式の定着、または構造改革の推進は、行政だけではできません。区民の皆様の協力がどうしても必要であります。行政と区民が今こそ思いを共有して前に進むべきときだからであります。

そこで、新しい生活様式の定着について、検討・推進するための庁内組織が必要と考えますが、ご所見をお伺いします。また、行政と区民が思いを共有し、共に行動するための行動指針を策定すること、そして分かりやすい実行プランを策定することを提案いたします。ウィズコロナ時代の道しるべでもあります。併せてご所見をお伺いします。

次に、GIGAスクール構想についてであります。

調布市立多摩川小学校の庄子寛之先生が述べられた言葉が新聞で紹介されておりました。「今の子どもたちを、「かわいそうなコロナ時代の子」にしたくない。あの時代だからこそ、すごい才能が生まれたねと言われたい」と。そのとおりであります。教育に関わる人のみならず、区民全員の思いでもあるでしょう。

最初に、GIGAスクール構想の意義と目的についてであります。スクリーンは計4枚お示しますが、いずれも文科省のホームページからであります。（スクリーンの資料画面を切替え）

まず、同構想の目的であります。「1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人残すことなく、公正に個別適正化され、資質、能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する」とされています。「個別最適化」とはIT用語で難しい表現です。少し言い換えますと、「ICT環境を整えて「一人一人の子どもの特性に適した学び」を全ての子どもに保障していくこと。すなわち、一人も取り残さない教育の実現」となると思います。

そして、この構想の実現には、ハード、ソフト、指導体制の三位一体で進めることとされました。ハードとは、ここに書かれているとおりであります。ソフトとは、少し補足すると、デジタル教科書やAIドリルの活用とありますが、全ての子どもが活用できるよう、個人個人の学力に合わせることをはじめ、例えば発達障害や学習障害などの子どもには特別な配慮を行うこと、また、ITに関しての家庭環境の違いまでを考慮した丁寧なサポートまでを含めたソフトであります。そして指導体制とは、外部人材を活用したICT支援員など、日常的にICTを活用できるための体制とされていますが、もちろんそこには、児童・生徒と先生や指導員との間に信頼関係が必要なことは言うまでもありません。信頼の指導体制であります。

GIGAスクール構想の意義と目的、そしてその推進体制について、述べさせていただきました。GIGAスクール構想の実現へ、その着実な推進を図り、「あの時代だからこそ、すごい才能が生まれたね」と言われる千代田区の教育行政を、ぜひともお願いしたいと思っております。

そこで、改めてGIGAスクール構想の意義と目的とは何か、お伺いいたします。また、推進

するためのハード、ソフト、信頼の指導体制をどう進めていくのかも伺いたします。

次に、子どもの特性に適した学びについてであります。

1人1台端末のICT環境を整えることにより、教師は子どもたち一人一人の反応を確認しながら双方向での一斉授業が可能となる、一人一人の学習状況に応じた個別学習も可能となる、各自の考えを即時に共有し、多様な意見にも即時に触れられる、などが効果として期待されています。そのほか、教室ではなかなか手を挙げて発言できなかった子どもが、意見を述べやすくなることも効果として挙げられるでしょう。

問題は、これらの効果をどうすれば児童・生徒一人一人の「特性」に適した学びとして行うことができるかであります。特別な配慮を必要とする子どももいます。個別最適化した端末を1人1台渡せば済むというものでもありません。ICTを活用した学習です。なお一層の、特性に合わせた配慮と先生や指導員の方との信頼関係をもって適した学びを行うことが必要であります。

そこで、先ほどの推進体制の質問と重なるところもありますけれども、ICTを活用し、子どもの特性に適した学びを、区として具体的にどう行っていくのか、伺いたします。

次に、不登校児童・生徒に対するICTを活用した学習についてであります。

この件については、本年第1回定例会にて、適応指導教室「白鳥教室」の役割と機能を確認し、ハード・ソフト合わせた拡充が必要なこと、また、不登校児童・生徒については、一人一人の状況を丁寧に把握し、一人一人に即した支援と教育が必要と質問しました。この際の、一人一人に即した支援と教育と、今回のGIGAスクールでいう一人一人の特性に適した学びは、同じ意味であると思いますが、今回は、その「支援と教育」がより具体的に、自宅におけるICTを活用した学習となったことと理解しています。不登校となった理由は一人一人様々な理由があり、複雑であります。今まで述べましたとおり、ハード、ソフト、そして信頼の指導体制をもって、一人一人の状況や特性の把握を一層丁寧に行い、自宅におけるオンライン学習につなげることであります。

そこで、適応指導教室「白鳥教室」においては、ICTを使った一人一人の特性に適した学びをどのように行うのか。また、不登校児童・生徒の自宅でのオンライン学習をどのように行っていくのか、伺いたします。

そして、不登校児童・生徒の自宅でのオンライン学習ですが、スクリーンにあるような一定の基準を満たした学習ができた場合、在籍校の校長の判断により、正規の授業として認め、出席扱いとすることができるようにしてはどうでしょうか。そのことが児童・生徒にとって自信ともなり、また、信頼のあかしともなると思います。学校に戻れるきっかけにもなるのではないのでしょうか。ご所見をお伺いたします。

質問は以上であります。積極的かつ前向きな答弁を期待して、一般質問を終了します。ありがとうございました。（拍手）

〔教育担当部長佐藤尚久君登壇〕

○教育担当部長（佐藤尚久君） 大串議員のGIGAスクール構想についてのご質問にお答えいたします。

G I G Aスクール構想の意義及び目的についてですが、まさに議員のご質問にあるとおりです。文部科学省は、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を要する子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境の実現を目指し、令和元年よりG I G Aスクール構想を推進しております。

そして、これまでの我が国の教育実践と、最先端のICTのベストミックスを図ることにより、児童・生徒の力を最大限に引き出すことが、意義及び目的となっております。千代田区の子どもたちにもこうした環境を整え、未来を生きる力をつけていくことが、これからの千代田区の教育にとって大変重要であると考えております。

また、推進するためのハード、ソフトにつきましては、年内に1人1台環境を整え、現在の学校環境で活用しているソフトに加え、一斉学習、個別学習、協働学習で、より深い学びとなるツールの導入を予定しております。

指導体制につきましては、現在のオンライン環境を活用し、学習支援用ICT機器の効果的な活用方法の研修や研究を行うとともに、実践事例を作成し、ICT機器の利活用を推進してまいります。

次に、「子どもの特性に適した学び」へのICTの具体的な活用についてですが、議員ご指摘のとおり、G I G Aスクール構想は、単に1人1台端末環境を整えることだけではなく、子どもたちが、「自分たちが学びたいこと」を、主体的かつ問題解決的に進めるためのものであると捉えております。具体的には、子どもたちにとっては、自分の学びを発信し、協働しながら、お互いを尊重するようになるためのツールとして、また、教師にとっては授業をより魅力的にするためのツールとして活用してまいります。

また、特別支援教育においては、気持ちを伝えることが苦手な児童・生徒が、キーボード入力やスタンプで意思のやり取りをしたり、文字や音が多く、集中できない児童・生徒が映像や文字、音声などから必要な情報のみを視聴できるよう選択したりするなど、個に応じた様々な活用を検討しているところです。

最後に、適応指導教室「白鳥教室」でのICTの活用及び不登校児童・生徒の自宅でのオンライン学習についてと、正規授業として認めてはどうかについてです。

オンライン学習について、本区では、コロナ禍における学びの保障と、子どもと学校とのつながりを重視し、5月下旬までに、全区立学校で、オンライン学習の環境を迅速に整えました。このことにより、当初の狙い以上の有効性も明らかになってまいりました。不登校支援もその一つであると捉えております。

本区の適応指導教室である「白鳥教室」におきましても、希望に応じて、在籍する学級とオンラインでつなぎ遠隔で授業を受けられるようにする等の活用をしております。また、ワークシートや授業内容のレジュメ、授業動画などをグループウェアやホームページに掲載し、不登校の児童・生徒も家庭で学習が進められるよう取り組んでおります。

さらに、朝の会や授業をオンラインでつないだり、放課後等の時間で個別にビデオ通話でコミ

コミュニケーションを図ったりすることで、学校とのつながりを持つためのツールとしても活用しております。また、オンライン学習を、授業を受けたこととして認める扱いにつきまして、文部科学省は一定の不登校児童・生徒の自立を助ける支援として有効であると判断する場合に、指導要録上の出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができるかと定めております。

これまで、この特例を適用するようなケースはありませんでしたが、今後は、国や都の情勢を参考にしつつ、出席の取扱いについて検討してまいります。

〔行政管理担当部長古田 毅君登壇〕

○行政管理担当部長（古田 毅君） 大申議員の新しい生活様式の定着に関するご質問について、お答えいたします。

まず、区として考える新しい生活様式の定着の意味するところでございますが、まだ現時点で新型コロナウイルス感染症が収束を見ない状況におきましては、感染予防・感染拡大防止を引き続き第一として、直接人が接する機会を可能な限り減らしつつも、区民の暮らしや業務活動、そして地域コミュニティを持続させるために、区民の皆様一人一人が感染対策のための新たな行動様式を実践していただくことであると考えてございます。

そして、コロナ危機により、区政や社会全体において構造改革の必要性が浮き彫りとなったことにつきましては、議員ご指摘のとおりと考えてございます。その1つとして、人の移動や集まることが大きく減ることでCO₂排出量も減るなど、社会が新たな姿に向かっている状況は、区としても十分に認識してございますので、今後の地球温暖化対策やCO₂削減目標等につきましては、鋭意検討を進めておるところでございます。

また、このコロナ禍にあって、これまで技術やシステムが備わっていても十分に活用できなかった我が国のデジタル化につきましても、オンライン会議やリモートワーク、データ申請やキャッシュレスなどを活用する状況が、民間を中心に急速に広がっております。そのため、区の業務の中でも、例えば書類の受渡しや現金のやり取り、会議・会合の開催など、デジタル技術により代替が可能な事務などを大きく見直すことが、区政における新しい生活様式の定着そのものと考えます。

したがいまして、区の業務を全般的に見直すという視点をもって、行政のデジタル化に取り組む必要があると認識してございます。

次に、新しい生活様式の定着について検討・推進するための庁内組織についてでございます。現在、感染症対策や危機管理の側面から、「千代田区新型コロナウイルス感染症対策本部」を継続して設置しており、対策全般について全庁的に取り組んでいるところでございます。

一方で、現体制は危機管理を主としていることから、新しい生活様式の定着に向けて、区政の構造改革を進める体制としては、不十分なところもございます。今後、本部体制の強化や組織の新設など、どのような体制が最適であるか、全庁的に検討をしてまいります。

また、ウィズコロナ時代の道しるべとなる行動指針と実行プランの策定についてでございますが、新しい生活様式を定着させるためには、広く区民の皆様のご理解とご協力を頂く必要がございます。この点につきましては、議員のご提案のとおりと考えてございますので、現時点でどの

ような行動指針や実行プランが望ましいかなどの具体的なイメージが共有されている段階ではございませんが、今後、庁内体制の在り方と併せて、外部の視点も取り入れながら、全庁的に検討をしてまいります。

○20番（大串ひろやす議員） 20番大串ひろやす、1点だけ再質問させていただきます。

前向きな答弁を頂きまして、ありがとうございます。1点だけですけれども、不登校児童・生徒の出席扱いです。スクリーンに示したように、一定の基準があること。その基準に合うようなオンライン学習ができた場合に、（ベルの音あり）出席扱いとしましょうということですが、前向きな答弁を頂いたと思っておりますけど、大事なことは、在籍校の校長先生の判断でできるようにしてもらいたいということが1点あります。

教育委員会としては、全ての校長先生にそういうことができるということを徹底していただいて、ぜひ、校長先生の判断でできるようにしてもらいたいと思います。この点だけ、再度答弁をお願いします。

〔教育担当部長佐藤尚久君登壇〕

○教育担当部長（佐藤尚久君） 大串議員の再質問にお答えいたします。

不登校児童・生徒の出席扱いにつきましては、文科省でも認めているところでございますので、これから校長会等で事例等も紹介し、先生方のご意見も頂きながら、教育委員会としてこういうことができるということで、校長先生方に周知していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

○議長（小林たかや議員） 次に、15番永田壮一議員。

〔永田壮一議員登壇〕

○15番（永田壮一議員） 令和2年第3回定例会に当たり、自由民主党議員として一般質問いたします。

本日、第99代菅義偉内閣総理大臣が誕生いたしました。安倍晋三前総理大臣におかれましては、7年8か月にわたり、国家国民のため全力を尽くしていただきましたことを、一国民として感謝を申し上げます。

質問に入ります。

初めに、感染症検査体制の優先順位について、お伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症について、世界への情報提供を担うWHOは、その存在を昨年からは把握しながら、発生源の中国に対して、「よくやっている」、「中国の対策レベルは非常に高い」といった発言を繰り返し、注意喚起をしませんでした。今年1月30日になって、ようやく国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態を宣言したのです。WHOの宣言を待たずに、各国は独自に対策を進めなければならなかったことで、WHOの役割は終わったと言われるようになっています。拠出金が最大のアメリカは脱退を宣言しており、国連の活動も含め、世界が情報共有することの困難さが明確になりました。

我が国では、WHOの報告を額面どおりに受け止めた上に、習近平国家主席の来日間近であったため、中国に忖度してか、対応が遅れたとも言われ、世界的に見ると、大幅に被害は少なく、

死亡者数だけを見ても1,400人と、一番多いアメリカの19万人と比べ、2桁の差があります。

現在、PCR検査の拡充で検査数が増えたことで、連日、3桁の陽性者数を出していますが、実行生産者数は1を切っていることから、収束に向かっているとされています。新型コロナは指定感染症なので、陽性が確認されれば、即入院、隔離されます。通常、健康であれば、微熱が数日出るのみで軽症ですが、持病、基礎疾患があると、年齢問わず、重症化リスクが高まります。

本区において、罹患後、退院した50代の方に直接話を伺うと、持病があったためか、全身の痛みが数日続き、苦しさはインフルエンザで高熱が出たときの比ではないとのことでした。また、感染した持病がない40代の方は、2日ほど微熱が出た程度で、後は元気だったので、隔離されること自体がつかつたと話していました。若年層や持病のない人は、インフルエンザより軽い症状のことが多いので、コロナは風邪というのも間違いではないのかもしれませんが、高齢者、持病がある方にとってはそうもいきません。

世田谷区では、PCR検査を「いつでも、誰でも、何度でも」という方針を出していますが、感染リスクが低い無症状者にまで検査を広げても意味がないとされています。それより、重症化リスクの高い70歳以上、持病のある方を優先した対策が必要です。治療薬では、唯一、レムデシビルが使用され、一定の効果があるようですが、日本のアビガンは問題があつて、審査中のため、今後どうなるか分かりません。ワクチンについては、政府がイギリスのアストラゼネカと調達を締結してすぐに、臨床実験での副作用が発生してしまい、めどが立たなくなりました。

楽観的な見通しはありませんが、政府は過剰に恐れるのではなく、これ以上、経済に影響を及ぼしてはならないとの方針から、新型コロナを即入院、隔離が必要な指定感染症から外し、インフルエンザ等、他の感染症と同様にした上で、対策を強化していくことを検討しています。そのためには、これまでどおり、国民全員が感染している可能性があること認識し、マスク着用、手洗いといった公衆衛生に気をつけて生活するしかありません。それは、結果的に、他の感染症も防ぎ、自分の健康を守ることになるのです。

以上の指摘から、5点質問します。

1、本区のPCR検査体制は、月、水、金の以前の20名から30名まで拡充されていますが、医療機関からの紹介者全てが希望日に検査可能なのか。また、緊急時の土日、夜間の対応はどのようなになっているのでしょうか。

2、新型コロナの重症化リスクの高い70歳以上、持病のある方を優先した対策を何か行っているのでしょうか。

3、PCR検査の精度は7割程度とはいっても、微熱等、症状がある感染者の判定には有効です。しかし、無症状でも陽性判定が出た場合、10日から2週間も隔離するのは厳し過ぎるとの指摘もあります。原則、隔離なのは理解しますが、家庭内感染の危険があるとはいえ、希望しない方には、対策を講じた上で、経過観察で対応できないのでしょうか。

4、報道では、連日、感染者数が報告されていますが、無症状の陽性者と症状がある感染者、軽症者、重傷者、死亡者数は、年齢別に分類しなければ正確な情報とは言えません。詳細な数値を発信できないのでしょうか。

5、政府において、新型コロナは指定感染症として、2類の結核などと同様に、即入院、隔離の扱いです。政府では指定感染症から外し、4類のデング熱、もう一段低い5類のインフルエンザと同等にすることが検討されています。新型コロナ対応だけが取り沙汰されていますが、実行再生産者数は1を切って、ピークは過ぎており、他の感染症と同様に、特性に合わせた対策が求められます。年齢や持病による注意すべき対象、予防方法を周知することが、区民の健康管理にとって大変重要だと考えますが、いかがでしょうか。

以上、感染症に関する質問を終わり、次の**レジ袋の有料化について**、お伺いします。

7月1日から、レジ袋有料化が始まり、本区でも推進していますが、問題点が多く指摘されています。ポリエチレン製のレジ袋は薄くて丈夫なので、買物かごを持たなくてもいいと好評で、エコで便利な生活必需品として普及してきました。現在、海洋ごみとしてのレジ袋が問題視されていますが、海洋プラスチックごみの内訳は漁業関連の網、ロープ、ブイで約半数、残りは生活関連用品で、ペットボトル、容器類が2割、ポリ袋は0.3%でしかありません。レジ袋は、ほとんどごみ袋として再利用され、焼却されているのです。

有料化の利点は、必要以上のレジ袋を店舗に要求すること、少量でも袋に入れる無駄を減らす程度で、海洋ごみの環境問題には、レジ袋がなくなったとしても、効果は僅かです。そもそもごみ投棄というモラルの欠如が問題の本質なのです。また、脱石油の視点から考えても、原油の8割は燃料で使われることから、プラスチックを削減しても、石油の使用量全体には、ほとんど影響はありません。

レジ袋の代替として推奨されるエコバッグは、持ち歩く手間、衛生面、万引き増加、無料ポリ袋の大量消費につながるという問題があります。さらに、エコバッグ利用で、レジ袋を持ち帰ることがなくなると、別途ごみ袋を購入することになり、不便です。ごみ袋として、レジ袋と同様のものを購入すると、サイズにもよりますが、100枚程度だと単価二、三円程度です。最近では、売り切れていることもあるので、別途購入してもあまり変わらなく、利便性と手間を考え、買物ごとに有料になっても損ではないとの考え方もあります。また、バイオマスプラスチックが一定以上含まれていれば無料なのですが、環境への影響の差はほとんどありません。

レジ袋やプラスチック製品を生産する清水化学工業のホームページによると、ポリエチレンは、理論上、発生するのは二酸化炭素、水、熱で、ダイオキシンなどの有害物質は発生しない。石油精製時にポリエチレンは必然的にできるので、ポリエチレンの使用は資源の無駄がなく、エコ。ポリエチレンは石油をガソリン、重油等に精製した残留物。ポリ袋は薄いので、資源使用量が少量で済む。ポリ袋はごみ問題の原因ではない。目に見えるごみの1%未満、自治体ごみの僅か0.4%。繰り返し使用のエコバッグより、都度使用のポリ袋は衛生的。ポリ袋はリユース率が高い。レジ袋として使用後は、ごみ袋として利用されている。

このように、レジ袋は環境に悪いものではありません。以前は、同じ理論で、ペットボトル削減キャンペーンがありましたが、再生には非常にコストがかかるので、ほとんど焼却されています。それでも、熱エネルギーに代わるから、リサイクルになるということで、現在、ペットボトルはさらに増加しています。レジ袋、エコバッグにはそれぞれよさがあって、有料化されなくて

も、既に各自で使い分けされているので、有料化で強制されることになれば、反発があっても当然でしょう。

行政として、エコバッグ利用を推進していくことは否定しません。しかし、プラスチックが環境に悪いという間違った情報は、風評被害にもつながります。区として、政府の方針をそのままに、エコやリサイクルを推進するだけでなく、問題点やコストとのバランス、科学的根拠に基づいた正しい情報も同時に伝えるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

以上、関係理事者の明快な答弁を求め、私の質問を終わります。ありがとうございました。

(拍手)

[地域保健担当部長原田美江子君登壇]

○地域保健担当部長（原田美江子君） 永田議員の感染症検査体制等に関するご質問にお答えいたします。

まず、本区の九段下仮設診療所におけるPCR検査体制についてですが、都内陽性者数の増加に伴い、検査実施件数も増え、これまでのピークは7月31日の22人でした。これ以降は減少傾向となり、PCR検査可能数を越えたことがないため、医療機関からの紹介者は全て検査ができております。また、緊急時の土日、夜間の対応は、都の電話相談窓口へ案内し、必要に応じ、保健所職員が対応している状況です。また、患者の容体によっては、救急車を要請していただくこととなっております。

次に、高齢者等への対策ですが、高齢者や基礎疾患のある方などは、重症化リスクを避けるため、早期発見、早期治療が必要です。そのため、初期の段階で少しでも症状がある場合には、かかりつけ医に相談していただき、九段下仮設診療所においてPCR検査を受け、適切な治療へと結びつけております。また、高齢者介護施設においては、入所者の感染リスクを少しでも減らすため、施設従事者や新しい入所者に対して、PCR検査を実施しております。

次に、感染者に対する入院等の隔離対応についてですが、新型コロナウイルス感染症は、症状が急変し、一気に重症化する危険性があるため、東京都においては、PCR検査陽性となった場合には、軽症や無症状であっても、原則、宿泊施設入所とし、高齢者など、重症化リスクの高い方には入院を求めています。現在、国において、制度上の位置づけが検討されているところであり、今後、対応の変更もあると聞いております。

次に、患者情報の公表についてですが、感染症法に基づき、基本的には、感染症対策は都道府県単位で行っているため、患者情報は、各自治体から東京都へ集約され、重症度別患者数や死亡者数などを都が集計して公表しております。区においては、区民であっても、他区で対応した場合などは保健所に情報が集約されることはなく、また、区外に入院した後の情報が入手できないこともあり、でき得る範囲で、区民に対して情報提供を行っているところです。

次に、他の感染症も含めた区民への感染予防法についてのご質問にお答えいたします。特にこれからインフルエンザの流行期を迎えるに当たって、症状が似ている季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行が懸念されております。どちらも感染予防策としては、手洗い、手指消毒やマスクなしでの会話を控えるなど、飛沫感染対策の徹底と免疫を高めるための十

分な栄養、睡眠などの健康管理であります。また、高血圧、糖尿病など、持病のコントロールも重要です。ご高齢の方は、なるべく人混みを避けていただくことも必要です。今後も、区民の健康と命を守るために、このような感染症に関する正しい知識の普及啓発に一層努めてまいります。

〔環境まちづくり部長小川賢太郎君登壇〕

○環境まちづくり部長（小川賢太郎君） 永田議員のレジ袋の有料化についてのご質問にお答えいたします。

レジ袋をはじめとしたプラスチック製品は、あらゆる分野で、我々の生活に利便性と恩恵をもたらしてきました。一方で、廃棄物・資源の制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化などの課題にも直面しており、プラスチックの過剰な使用を抑制していく必要があります。議員ご指摘のとおり、レジ袋有料化については、海洋プラスチックごみ問題、CO₂排出量の削減等に対する直接的な効果は限定的であります。また、レジ袋の有料化による利便性の低下やエコバッグの利用に伴う課題も指摘されていることは、承知しております。

今般のレジ袋有料化の目的は、ふだん何げなくもらっているレジ袋を有料化することで、それが本当に必要かを考えていただき、消費者のライフスタイルを見直す契機とすることです。このため、区としては、本制度の趣旨を踏まえ、プラスチックの過剰な使用の抑制に向け、引き続き周知、啓発に努めるとともに、議員のご指摘も踏まえ、適切な情報提供を進めてまいりますので、ご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。

○議長（小林たかや議員） 議事の都合により休憩します。

午後4時40分 休憩

午後4時50分 再開

○議長（小林たかや議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番小枝すみ子議員。

〔小枝すみ子議員登壇〕

○4番（小枝すみ子議員） 令和2年第3回定例会におきまして、一般質問をさせていただきます。（スクリーンを資料画面に切替え）ポストコロナ社会を見通し、石川区政の20年を振り返り、タワー型まちづくり事後検証の必要性と有効性について、質問をいたします。（スクリーン画面を切替え）

区長就任のその年、石川区長が旗振り役となって、平成13年8月、「都心5区長の提言」と題し、千代田、中央、港、新宿、渋谷の都心5区で、当時の扇千景建設大臣と石原都知事宛てに、新たに新税（開発特区税）を設けて都心部の財源とし、都心にふさわしいまちづくりを進めるとの提言をされました。

小泉首相の都市再生の流れとも相まって、その後、千代田区の高層化と高密度化は猛スピードで進み、地下鉄の駅の入出口が長蛇の列になって将棋倒しの危険性があるとの町会長からの陳情、学校の教室不足、幼稚園にも入れないといった状況が発生したのは、皆さんご存じのとおりです。通勤電車の混雑率は200%を超え、バリアフリーになっても高齢者は出歩くことも困難になる

などの弊害も出ました。コロナがあってもなくても、東京一極集中は、都心のコミュニティやつながりを断ち切り、町会やお祭りなど担ってきた住民を急速に減少させました。

千代田区は全国でただ1つ、容積率の消化が100%を超え、115%となったとのこと。今はもっとかもしれません。石川区政20年は、かつてない手続で高層化と高密度化を促進してきました。もしもそれが、区民の幸せになるならば、1つの手法と言えるかもしれませんが、私のところには否定的な意見が集中してしまいます。恐らく区長のところには肯定的な意見が集中しているでしょう。私はそうした意見を水と油の議論にせず、是非論を排除することなく、情報を共有し、明日のまちづくりの素材とすべきだと考えています。

区民の居住期間が、高速で短くなっているのも気になります。20年前、区長就任時、居住年数10年以下の短期居住者が3割弱だったのが、今は直近の調査で5割を超えています。千代田区はこのままではホテル暮らしのようなまちになってしまいます。そうしたことを踏まえ、基礎的数字を確認しておきたいと思います。

1点目、この20年間の千代田区の人口はどのくらい増えていますか。

2点目、同じく、短期居住者、長期居住者の変動はいかがですか。

3点目、オフィス面積はどうなりましたか。

4点目、コロナ自粛の隔月区内人口の変動はどうなっていますか。

5点目、コロナによる納税猶予者の人数と金額はどうなりましたか。

6点目、空室率の変化はいかがでしたでしょうか。

新型コロナウイルスの感染拡大は、いまだ東京をはじめとする大都市で拡大を続けています。新国立競技場の設計などを行った建築家の隈研吾氏は、アフターコロナの建築について、次のように語っています。「今までの建築家とか建築業界は「箱」をつくることで食ってきた。でも、それが結局人間を幸せにしなかったのかもしれない。すごい反省しなきゃいけない」「都市は効率を求め、建物をより高くする方向で進化してきたが、逆の方向に向かう」「なるべく手を加えないリノベーション（改修）型の都市の変革が起こるだろう」。区長が追い求めてきた集中型、高密度型の都市政策は、方向転換が求められているのではないのでしょうか。改めて、石川区長ご自身が推進してきたまちづくりとコロナ後のまちづくりの在り方について、どのようにお考えか伺っておきたいと思います。

直近の日経新聞には、都心のオフィス空室率上昇、賃料下落とありました。このままでは、東京独り勝ちが東京独り負けとなるリスクがあります。私は神田に代々生まれ育つご家族のお父さんに呼ばれ、10代の娘の怒りを聞いてやってほしいというので、お話を聞きました。彼女の怒りというのは、「神田のまちが壊されている」「自分が生まれ、好きだった景観が壊されている」との怒りでした。どこかでこの話を聞いたと思えば、神田錦町の周辺で、大人の人たちですけれども、「もうここは神田ではなくなってしまう」「神田に対する愛情がないのではないか」、そのような声を聞くことが重なっていたことをふと思い出しました。行政への警戒心のよなものが高まっていると感じました。

もちろん防災や景観、開放型の広場、スーパーマーケットなど、地域のための工夫された点や

評価すべき点も、もちろんあると思います。しかし、それが果たして出来上がってした後、評価はどうだったのでしょうか。賛成・反対のそうした対立論ではなく、生活や営業という視点から、人間の5感を使って、満足度もしくは不満足度であった部分を語り合うことが、今後のまちづくりに必要なのではないのでしょうか。実際に建ってみたときに、風害はどうだったのか、広場はどうだったのか、コミュニティはどうか、あるいは行政の天下り先や癒着の構造になってはいないだろうか、といった振り返りも必要になっていると考えます。（スクリーン画面を切替え）

こちらは港区の平成26年から検討されている、再開発の事後検証、学識経験者と公募住民と共に実施している事業評価委員会です。（スクリーン画面を切替え）

次は、千代田区における補助金を支出した再開発事業の一覧です。9棟で約440億円支出しています。これだけの投資をしてきたのですから、これが区民の幸せや住み続けられる千代田区につながっているのかということについては、誰もが知りたいところだと思います。（スクリーン画面を切替え）

そして、2つの事例を検証してみたいと思います。1つは、先ほど来、区民の話題に上っている神田錦町・旧東京電機大学跡地「神田スクエア」についてです。解説は、時間がなくなるといけないので、飛ばします。（スクリーン画面を切替え）

神田スクエアの、これは開発年表です。この年表に見るとおり、平成22年のとき、公有地拡大法によって、千代田区はこの土地を優先買いができました。約2,000坪の土地を、現在検討中のKKRの土地の恐らく半分もしくは3分の1以下の金額で取得もできたのだらうと思うと、大変残念でなりません。石川区長は果たして、神田というまちに愛情を持ってまちづくりをしてきたのだらうかと思うわけです。

平成20年に決められた地区計画を、住友商事が土地を購入した後、僅か3年で、高さ制限は130メートルに緩和され、容積率は総合設計ならば適用除外になりました。目にも止まらない速さで敷地内にあった神田警察署を移転し、さらに区道廃止、そして大変なスピード感で千代田区が主導し、これらの開発を最短距離で仕上げられました。果たしてどれだけの情報が地域住民に共有されたのだらうかと思うわけです。

ここまでやるのであれば、区道廃止もしたのですから、例えば三井住友海上ビルのように、区民に開かれた屋上菜園などを配置するとか、そんなことは検討しなかったのか。あるいは思い切って買えば、スポーツセンターをこちらに移転するとか、あるいはいつそ野球やサッカーができる第2グラウンドを造ろうなどという発想は出なかったのでしょうか。こうした情報を開示して、地域のため、地元のために議論をするというプロセスをつくらずに、こういうふうになっていくということが私には不思議でなりません。そうした検討をされたのか、もしくは検討をされなかったのか。その理由もお答えください。

いずれにしても、評価をするのはそこに住む地元、地域の方々です。その評価を率直に聞くべきだと思います。それが今後のまちづくりの糧となり、知恵となるのではないのでしょうか。いずれにしても、評価をするのはそこに住む方々——あ、言いましたね。（スクリーン画面を切替え）

2つ目です。次の、この間、100条委員会における質疑でも度々話題になってきた、先ほど

木村議員の質問にも明快にされました、飯田橋駅西口、通称サクラテラスに関してです。これも読みません。皆さんご存じのこういう流れです。調べていないんですけれども、この2.3倍という地区計画、再開発等促進区による容積緩和というやり方ですが、これは恐らく日本一の緩和じゃないかというふうに思っています。

そこで伺います。

1点目です。子どもたちとの約束事でもあるCO₂削減の状況はどうだったでしょうか。原単位及び容積緩和と総排出量を、子どもでも分かるように示していただきたいと思います。

2点目、地域住民の評価やマンションを購入した居住者の評価はどうだったでしょうか。住み心地ですね。

3点目、高層ビルは子どもの自立が遅れるというようなことも言われますが、実際はそのようなことはありますでしょうか。

4点目、日影になった外濠のサクラなど生態系への影響やビル風はどうなっているのでしょうか。

まちづくりの機運があるそうしたまちにおいて、開発が是か非かではなく、どうやったらそのエリアの質が高まる開発ができるのか。それはリノベーションなのか、高層型のタワー型開発なのか、あるいは中低層の連続性のある町並み型の開発なのか。行政が事業者と決めるのではなく、地域住民が決める仕組みを大切にすべきです。

千代田区では、まちづくりサポートの審査員も長く務められた森まゆみさんが、「まちづくり」という言葉ではなく「まち繕い」を、ということをおっしゃって、私は大変この言葉感に共感しました。デベロッパーやコンサルタントだけが活躍する住民不在のまちではなく、地域住民の目線で、まちを大切に思う人々の気持ちを1つに集めた、そうした区民に寄り添う手続が千代田区には足りません。

千代田区において大きな土地が動くとき、その情報は真っ先に千代田区に入ります。公有地拡大法は、地方公共団体等、すなわち東京都、区市町村、東京都住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構などが、これらの公共目的のために、必要なものを少しでも取得しやすくするための1つの手法として制度化された、土地の先買い制度であります。現在この制度による届出と申出はどのようになっているのでしょうか。定期的に議会及び区民に見えるようにすべきではないでしょうか。

最後に、冒頭のところで石川区長が、就任直後にリーダーシップを取って進めた都心5区長の提言について述べたのは、都心への一極集中や規制緩和が進んだのは国策によって進められたという区民がいるのですが、私はそうではないと申し上げたいと思いました。石川区長は東京都庁で培った経験と人脈で、土地を現金に換える刹那的な錬金術をつくり上げたとお伝えしたかったからです。神田と麹町では少し違うのかもしれませんが、神田では、住民が置き去りにされ、まちを支える仲間がいなくなった。自分も不動産を売ってしまおうか。という区民の声も聞こえます。デベロッパーは地域への敬意を払いません。千代田区の条例が開発に偏った、文京区や新宿区より住民にとって一段低いルールだからです。

今回、私は建築ルールについて質問をしたかったのですが、地域の方から神田錦町について調

査をしてほしいと言われ、振り返ってみて驚きました。平成28年の決算委員会で木村議員が取り上げて、私たちをあっという間に驚かせた麴町五丁目の2,000坪の土地、住友不動産が購入した際に、区長の都庁以来の旧知の人脈が巨額の報酬を得て開発推進業務を担い、千代田区が地区計画の高さ制限を撤廃した、あのストーリーとも、100条で調査中の日比谷の開発とも酷似していました。行政側の担い手も共通してくることに驚くとともに、具合が悪くなりました。

100条調査で明らかになってきましたが、道一本廃止すれば広場となって、200億円相当の土地と60億円相当の建物を生み出す千代田区での首長の権限は絶大です。私は開発を否定するものではありません。今なおポテンシャルの高い千代田区だからこそ、質を高める開発とは何かを極める必要があると考えます。そこを見極めず、石川区政はテレビゲームのように容積を倍増させ、区民を守るための身近な自治体を千代田開発会社のように塗り替えた20年であったことを指摘し、私の質問を終えます。ありがとうございました。（拍手）

〔計画担当部長印出井一美君登壇〕

○計画担当部長（印出井一美君） 小枝議員のまちづくり関連のご質問並びに公拓法関連のご質問にお答えを申し上げます。

初めに、様々なデータについてのご質問ですが、まず人口についてです。住民基本台帳の1月1日現在の人口を比べますと、2000年の3万9,297人から、2020年には6万5,942人となり、2万6,645人増え、約68%の増となっております。

次に、居住期間の動向ですが、2000年と2015年の国勢調査に基づき、居住期間不詳者を除いた構成比を比較いたしました。10年未満の短期居住者の構成比は、2000年において47.2%、2015年には57.7%と、10.5ポイントの増にとどまっております。2000年以降、人口増に転じたわけですが、この時期以降転入してきたと思われる10年以上20年未満の中期居住者の構成比も、10.8%から16.3%と5.5ポイント増えております。この15年間の間に国調人口は約6割増えておりますので、当然と言えば当然でございますが、20年以上の長期居住者の構成比は、27.5%から16.2%と11.3ポイント減となっております。なお、出生時からという人の構成比も、14.5%から9.8%と4.7ポイント減となっております。

次に、オフィス面積ですが、区の土地建物現況調査によると、事務所延床面積は2001年の約1,516ヘクタールから2016年には1,748ヘクタールと、およそ15%の増となっております。

次に、新型コロナ自粛後の隔月の人口の変化ですが、緊急事態宣言が月末に出された本年4月からの住民基本台帳の人口は、4月1日が6万6,467人、6月が6万6,575人、8月1日現在で6万6,759人となり、4か月で292人増えております。

次に、住民税の納税猶予者の人数と金額ですが、5月1日から8月末の許可人数が95名、金額にして総額2,667万円となっております。

次に、空室率の変化ですが、民間の調査によれば、千代田区における賃貸オフィスの平均空室率は、2020年4月末現在0.90%、8月末現在で0.97%であり、0.07ポイン

ト、若干上昇してございます。

次に、コロナ後のまちづくりの在り方についてお答え申し上げます。新型コロナウイルス感染症収束後も、住宅やオフィス、商業施設や公共空間、交通機関など都市の様々な場面で、いわゆる「ニューノーマル」に移行するものと認識をしております。密閉・密集・密接を避けるという観点から、ご案内のとおりリモート環境が進展し、住宅は住む場だけではなく、働く場、学ぶ場との機能の融合が求められるようになっていきたいと思います。また、地方移住の動きが予想される一方で、職住近接のニーズが高まると、そういったことも考えられます。さらに、密集を避けるため、道路や公園、公開空地等の公共空間など、都市におけるオープンスペースの役割はますます重要になっており、ハード面のしつらえだけではなく、憩う場、働く場、交流する場としての利活用の推進が求められるものと認識をしております。さらに、平時・災害時とも、密閉・密接空間を避けるため、建築物には広さ、階高などのゆとりだけでなく、災害時の在宅避難も想定したエネルギーの自立分散化も求められると認識しております。

さらに人流リアルタイムデータ等の活用など、都市のデジタル化、スマート化の推進も急務となってまいります。また、移動についても、徒歩や自転車など人優先のウォークアブルなまちづくりを進めていく必要があると認識をしております。さらに見方を変えれば、リモート環境の普及により、リアルに偶有性に富んだ人の交流の価値が、より一層高まると言われており、人や機能が集積する都市そのものの重要性に大きな変化はないものと認識をしております。

こうした認識に基づきまして、コロナ後を見据えたまちづくりは、市街地再開発など開発諸制度等の活用だけでなく、地区計画に基づく個別建て替えやリノベーションなどの手法も適切に組み合わせ取り組んでまいります。

次に、公有地の拡大の推進に関する法律の届出等についてですけれども、都市計画施設の区域内に所在する土地などで200平米以上のもの、またはこの場合を除き5,000平米以上の土地を有償で売買しようとする場合に届出を要し、また100平米以上の土地を地方公共団体等に取り組みを希望する場合に届出をできるものでございます。これらの実績につきましては、件数等を事務事業概要に掲載をしており、近年は都市計画施設——都市計画道路等が定められているようなそういったものでございますけれども、そういった区域内の土地に関する届出が多くなってございます。

届出、申出があれば、区としては財産所管の政策経営部、それから東京都、UR都市機構等に照会し、買取り希望があった場合には、届出・申出者に通知をするものです。届出・申出日から3週間以内に区長が買取り協議団体等の決定等、通知をするものであり、こうした事務処理の実態を踏まえ、今後もこれまで同様、事務事業概要等により実績報告をしてまいります。

〔まちづくり担当部長加島津世志君登壇〕

○まちづくり担当部長（加島津世志君） 小枝議員のまちづくりの事後検証の必要性について、関するご質問にお答えいたします。

初めに、港区では、都市再開発法に基づき実施される市街地再開発事業のうち、港区市街地再開発事業等補助金交付要綱に基づき、補助金を交付する事業地区を対象に、整備した公共施設や、

建物や建築敷地の事業効果を評価する事後評価制度を、平成29年度より運用開始しております。この事後評価で得られた知見は、新たな市街地再開発事業の計画に対する支援や指導の際にフィードバックするとともに、評価結果を広く公表することで、これから再開発計画を策定する施行予定者の自主的な取組を促すことを目的としております。

市街地再開発事業は、土地の高度利用と公共施設の整備を行い都市機能の更新を図る極めて公共性の高い事業です。事後評価は、地域特性に応じた再開発事業の効果を一様に捉えて客観的に評価することが難しいことや、再開発事業の具体的な効果や結果を、多様な価値観を持つ区民の共通理解とすることなどの課題があるものと認識しております。

一方、現在進行中の再開発プロジェクトや、現在改定中の都市計画マスタープランに基づく地区計画の見直し、さらに、アフターコロナ時代のニューノーマルに対応した市街地の機能更新を進める上で、事後評価制度は有効ではないかと認識しております。

開発の直接的な効果や間接的な波及効果を、耐震化率や緑化率、エネルギー効率の向上や地価の動向など定量的な観点にとどまらず、無電柱化やオープンペースの利活用など、景観や地域コミュニティといった定性的な視点も併せて評価することによって、良好な再開発プロジェクトの推進に寄与するものと認識をしております。必要性も含め、調査、研究してまいります。

次に、旧東京電機大学跡地についてのご質問ですが、ご指摘のような区民に開かれた屋上菜園の配置やスポーツセンターの移転といった検討はしておりません。

次に、飯田橋駅西口に関するご質問にお答えします。飯田橋駅西口再開発におけるCO₂削減の状況ですが、飯田橋駅西口地区地区計画において、地区内の平均二酸化炭素排出原単位年間平米当たり110キログラムを、業務の平均二酸化炭素排出原単位の6割以下、年間平米当たり66キログラムとすることとしております。

飯田橋サクラテラスの業務棟である飯田橋グラン・ブルームの年間CO₂排出量ですけれども、直近で報告されている2017年度の業務・商業部分で、9,903トンCO₂であり、延べ面積で割り返し、電気の排出係数で換算すると、年間平米当たり62.1キログラムとなり、原単位で6割以下を満たしております。

また、この地域における年間CO₂排出量についてですが、2008年の計画時点でのシミュレーションでは、再開発前の既存建物で7,629トン、個別建て替えで既存の容積率を全て消化した場合の規模で1万1,768トンというふうになっております。整備後の年間CO₂排出量は、業務・商業部分で9,903トン、住宅部分は個別の数値が計測できないためシミュレーションでの数値になりますが、1,898トン、合わせて1万1,801トンであり、既存の容積率でシミュレーションした最大規模と、ほぼ同等の年間CO₂排出量となっております。

次に、高層ビルは子どもの自立が遅れるとのご指摘ですが、そのような因果関係については把握はしておりません。

最後に、桜の生態系への影響ですが、桜に限らず樹木全般は、日照や土壌、樹齢など様々な条件が原因となり、生育に影響を及ぼします。桜の生育状態については、定期的な観察を行いながら管理に努めております。

また、ビル風についてですが、環境アセスの事後評価では、周辺の町並みとして許容できる風環境であると報告をされております。

○4番（小枝すみ子議員） 簡単に2点、再質問させていただきます。

最後のほうの答弁、飯田橋のことなんですけれども、これ、発表したときには（ベルの音あり）、聞かなくても毎年MOと千代田区に報告するという事になっていまして、それが聞かないと出てこないというのはおかしいと思うんですね。ちゃんと最初に子どもたちに約束したことを、しっかりと子どもたちに分かるように説明をする仕組みをつくってください。

それから、錦町については、なぜグラウンドにするとか、グラウンドにする、あるいは体育館にする、あるいはそういった開かれた検討をしなかったんですかと聞きました。その理由も説明ください。

以上です。

〔まちづくり担当部長加島津世志君登壇〕

○まちづくり担当部長（加島津世志君） 小枝議員の再質問にお答えします。

まず飯田橋のCO₂の公表に関してですけれども、当初のものが私もあまり、ちょっとよく存じ上げておりませんので、そこら辺に関しましては確認させていただいて、当初の予定どおりできていないのであれば、できるような努力をさせていただきたいというふうに思います。

検討しなかった、神田スクエアの検討しなかった理由でございますけれども、神田警察通り沿道協議会が、こちらございまして、特に神田地域に少ないオープンスペースや神田警察通り沿道のにぎわい創出に向けた計画を事業に反映してほしいと、そういうことで沿道にぎわいガイドラインも策定されております。そういったことから、屋上菜園やスポーツセンターの移転という検討は、この時点ではなかったというようなところでございます。

○議長（小林たかや議員） 次に、3番長谷川みえこ議員。

〔長谷川みえこ議員登壇〕

○3番（長谷川みえこ議員） 2020年第3回定例会におきまして、一般質問をいたします。

現在の新型コロナウイルスは、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。私たちは感染を避け、日常生活を継続的に送っていきけるよう、注意深く毎日過ごしていますが、食べ物によって体の抵抗力を高め健康を維持していくという意識を持つ人も、増えてきているのではないのでしょうか。

日本社会では、残念ながら食べ物に関して、化学物質やバイオテクノロジーによる影響については、国内の研究機関やマスコミが大きく警告を出すことはほぼないのが現状です。食の安全性について、また、樹木や草花、そして農作物の防虫、消毒の危険性について、そして、今回私が質問に取り上げるネオニコチノイド系農薬について、千代田区は区民の安心・安全を図る自治体として、どのような認識をお持ちなのか伺いたいと考えて、質問いたします。

これまで新型コロナウイルス感染症に係る子ども支援を要望してきました。乳幼児の健診の柔軟な対応が可能となりましたが、保護者の就労を理由とした子どもの孤食や、コロナ禍で減収となった家庭支援としてのこども食堂など、子どもたちへの支援が不足しているのではないでしょ

うか。低所得の独り親世帯に対し、国庫負担で臨時特別給付金が支給されましたが、労働時間短縮等で少ない収入がさらに減少し、厳しい生活であると聞き及んでいます。

NPO法人しんぐるまざーず・ふぉーらむが7月に実施した食生活の変化についてのアンケートで、実態が浮き彫りになりました。約1,800人の回答結果から、「1回の食事量が減った」14.8%、「1日の食事回数が減った」18.2%、「お菓子やおやつを食事の代わりにした」20.1%、「炭水化物だけの食事が増えた」49.9%、「インスタント食品が増えた」54.0%との結果です。また、自分は1日に1食だけ、子どもは2食で我慢してもらって、体重が減ってしまったとの自由記述もあったそうです。そのほかにも家賃や水道代、電気代などを滞納した世帯が約10%と公表されています。千代田区の住民は比較的裕福な家庭が多いと言われていますが、見えない生活困窮世帯へのさらなる支援が必要と考えます。

そして、このコロナ禍で、感染予防のために免疫力を上げる、体に良い食品を摂取することが大切ではないでしょうか。EUをはじめとする諸外国では、ネオニコチノイド系の農薬使用を禁止または規制強化していますが、日本では世界の流れに逆行し、新規承認や規制が緩和されています。ネオニコチノイドはミツバチの大量死や失踪に関係していると言われており、神経伝達物質の正常な働きを妨害し、死に至らしめます。ネオニコチノイドで消毒した種子は、花粉や蜜にまで浸透し、ミツバチは汚染された花粉や蜜を持ち帰り、絶えてしまいます。人間の胎児や子どもの脳への影響、発達・健康にも後害を及ぼす危険があると懸念されています。

2017年4月の「科学」に掲載された、環境脳神経学情報センターの黒田洋一郎先生の「発達障害など子どもの脳発達の異常の増加と多様性」の中で、発達障害、知的障害が増加しているのは、環境要因が大きく影響し、発達神経毒性はマウスではっきり証明され、「農薬の使用、農薬に汚染された野菜などの食物の摂取、部屋などでの殺虫剤の散布など、有害な農薬などの毒性化学物質を脳に入れないことが肝腎で、ことに幼児期から学童期の脳は、まだ毒物の侵入に弱いので注意すべき」、また、「浸透性のため洗っても落ちないネオニコチノイド系農薬に汚染された食べ物を、ほぼ毎日、知らず知らずのうちに食べていることは問題である。子どもの脳、大人の脳を守るべきである」と注意喚起されています。

現在、千代田区では、発達が心配なお子さんの増加傾向は見られるのでしょうか。状況を把握していますか。お答えください。

ネオニコチノイドは浸透性農薬で、洗っても落ちないという特性があります。一般社団法人農民連食品分析センターが行ったリンゴを用いた実験では、使用した4種類全てに残留していたネオニコチノイド系農薬アセタミプリドが、皮の部分に平均0.578マイクログラム、実の部分に2.040マイクログラムの残留量があり、比率で言うと、皮を剥いたリンゴ1個の実の部分には78%の農薬が残留していることとなります。ネオニコチノイド系のほかの薬剤も、皮の部分よりも実の部分に残留量が多く、食物摂取による残留農薬の蓄積が心配です。

健康志向が高い方は、既に有機・無農薬食材を食事に取り入れているかと思いますが、有機野菜や無農薬の食材はやや高額であり、NPO法人しんぐるまざーず・ふぉーらむの調査結果のように、食事の回数を減らしているご家庭では、有機・無農薬食材のほうが安全性が高いと分かっ

ていても、比較的安価な食材を求めて買物をしているのではないのでしょうか。農薬や遺伝子組み換え食材などの不安から、学校給食に有機・無農薬食材の導入を求める声が高まり、千葉県いすみ市では、全て無農薬・無化学肥料の有機米を使用し、東京都武蔵野市や愛媛県今治市など、有機食材を取り入れている自治体が増えています。千代田区の隣の港区でも有機食材を導入し、一部を公費負担としています。

そこで質問です。ネオニコチノイド系の農薬による体への影響を鑑み、学校給食に有機・無農薬の食材を取り入れる自治体が増えています。千代田区でも、子どもたちの健康のため、無化学肥料・有機・無農薬のお米、野菜、果物を使用し、成長期に必要な栄養を摂れるよう、安全性の高い食材を使った給食を提供することを強く求めますが、いかがでしょうか。

また、給食費の保護者負担軽減のために、30円だけの補助ではなく、せめて新型コロナウイルス感染症が収束するまでの期間、給食は無償とするべきではないのでしょうか。見解をお聞かせください。

次に、ネオニコチノイド系の農薬散布についてお聞きします。今年も、夏の暑い日差しから少しでも暑さをしのごうと、木陰を歩き、信号待ちのときには木陰に入って待つ姿を見かけました。千代田区には、区民が街路樹を守ろうとする取組により守られた木が多く存在していると聞いています。街路樹は落ち葉や枝の剪定などメンテナンスが必要になりますが、街路樹の効果として、大気浄化や、酸素を供給し、気温、路面温度の上昇を防ぐなど、大切な役割も果たしています。また、町並みの景観としても存在感を表しています。

そこで質問です。いろいろな役割を果たしている街路樹や、コロナ以前のお花見には100万人以上の人が押しよせる千鳥ヶ淵の桜の消毒に、ネオニコチノイド系の薬剤をはじめとする、病書虫を防ぐための薬剤を使用しているのでしょうか。ネオニコチノイド系の薬剤を使用するのであれば、別のものに変えるべきではないのでしょうか。使用している薬剤名と、安全性が確保されているのか、お答えください。

次に、区内のビルの屋上やアーツ千代田3331など、屋上に菜園がある建物があります。家族や仲間たちで野菜の苗を育て収穫する喜びは、貴重な機会だと思います。私も今年、数名で畑を借りて、野菜を育てました。うまく育たなかったものもありますが、小さなジャガイモや枝豆など、手間をかけた分だけおいしく感じました。菜園や自宅の庭、ベランダを利用して個人が作る野菜には、薬剤は使用しないかもしれませんが、病害虫を防ぐ薬剤には体に影響を及ぼす成分が含まれている可能性があります。その薬剤が、ミツバチやトンボ、チョウチョウ、野鳥をはじめ、自然の動植物の生態系に影響がないとは言い切れません。

そこで質問です。屋生菜園、庭やベランダを利用した野菜作りなどの状況を把握しているのでしょうか。また、薬剤の使用に当たり、指導等が行われているのでしょうか。お答えください。

以上、子どもたちの給食に有機・無農薬食材の使用と、コロナ収束までの給食費無償化、街路樹や家庭菜園等のネオニコチノイド系薬剤の使用有無等、区長、教育長、関係理事者の明快な答弁を求め、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔教育担当部長佐藤尚久君登壇〕

○教育担当部長（佐藤尚久君） 長谷川議員のご質問のうち、発達が心配な子どもの状況把握、無化学肥料・有機・無農薬食材を利用した給食の提供及び学校給食の無償化について、お答えいたします。

初めに、発達が心配な子どもの状況把握についてですが、区内の状況としては、子ども発達センター（さくらキッズ）及び子どもの健康相談室や就園相談・就学相談等の利用者は増加傾向にあります。区立小・中学校においては、主に発達障害のある児童・生徒を対象とした特別支援教室の指導を、平成28年度から実施しているところですが、初年度、小・中学校合わせて54名であった在籍児童・生徒数が本年5月1日現在では169名となり、大幅に増加しております。また、知的障害のある特別支援学級に在籍する児童・生徒も同様に、17名から32名に増加しているところです。

このような状況を踏まえ、引き続き、特別支援教育等の実施体制を整備し、適切な指導、支援を行うための環境整備に努めてまいります。

次に、無化学肥料・有機・無農薬食材を利用した給食の提供についてですが、学校給食で使用する食材の安全性の確保は、何よりも優先すべき重要なことであると認識しております。現在、学校給食で使用する食材は、国が定めた基準に基づき残留農薬検査を実施し、合格、登録されたものを使用しており、安全な食材であると考えております。また、区においても年に一度、独自に学校給食用のグレープフルーツやバナナ等の輸入品や国産の果物や野菜などについて、残留農薬検査を実施し、いずれも基準値以下の数値となっております。

議員ご提案の無化学肥料・有機・無農薬食材を給食用に使用することにつきましては、学校給食用の食材は現在も安全であると認識していることから、特段ご提案の食材だけを使用することは考えておりません。

次に、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの給食費の無償化についてですが、先般の第2回定例会においても答弁しておりますけれども、学校給食費につきましては、学校給食法の定めにより、食材費は給食の提供を受ける児童・生徒の保護者にご負担いただいております。ただし、その他調理等に関する諸経費は全額を区が負担していることから、学校給食費の無償化は考えておりません。

なお、議員おっしゃるとおり、保護者の給食費の負担軽減につきましては、1食当たり30円の補助金を支給しております。一方、給食費をはじめとする、学校に通う上で必要とされる費用を支払うのが困難な児童・生徒については就学援助制度がございます。この就学援助については、新型コロナウイルス感染症対策として補正予算をお願いし、拡充しているところでございます。

今後も、子どもたちにとって安全で栄養豊かなおいしい学校給食を提供してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

〔環境まちづくり部長小川賢太郎君登壇〕

○環境まちづくり部長（小川賢太郎君） 長谷川議員のネオニコチノイド系薬剤の使用状況等に関するご質問にお答えいたします。

初めに、区内のネオニコチノイド系薬剤の使用状況についてですが、現在、区が管理する街路

樹や千鳥ヶ淵緑道の桜などには、ネオニコチノイド系ではなく、エマメクチン安息香酸塩を有効成分とする薬剤を使用しております。当該薬剤は、農業取締法に基づく登録も受けているため、定められた使用方法を遵守する限り、安全性は確保されていると認識しております。

次に、屋上等を利用した野菜作りなどの状況についてですが、区として、お尋ねの情報は把握しておりません。また、薬剤は、それを使用される方が定められた使用方法を守り、適切に使用すべきものであり、区として指導などは行っておりません。

○3番（長谷川みえこ議員） ご答弁いただきましたけれども、樹木については、取りあえずネオニコチノイド系を使っていないということで、安心しました。

学校給食については、本当に残念なことに、いい答弁を頂けなかったんですけれども、部分的に、無農薬の野菜であったりとか、少しずつ導入することが可能でしょうか。そこをお伺いしたいと思います。

また、学校の給食費についても、この先、コロナがいつ収束するか分からない状況において、収入の少ない方々が不安に思っているかと思われまます。引き続きご検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔教育担当部長佐藤尚久君登壇〕

○教育担当部長（佐藤尚久君） 長谷川議員の再質問にお答えいたします。

まず、無農薬の関係ですけれども、先ほどご答弁で、区でも年1回検査しているというお話をさせていただきました。昨年12月に行った区の検査、バナナを行ったんですけれども、その検査の中で、ご質問にもありましたネオニコチノイド系のアセタミプリド、この農薬については検出せずということで、最終的な口に入る段階では、残留農薬として残っていないと。このバナナのことですけれども、そういう結果もあります。

ご指摘のとおり、安全な食材を子どもたちに提供するというのは、大切なことであると思えますので、引き続き、そこには注力していきたいというふうに考えております。

次に、学校給食の無償化の件ですけれども、これも繰り返して申し訳ないんですけれども、我々としては、法律に基づいて、区及び保護者で経費負担しているという認識でございます。保護者の負担軽減のためには、1食30円補助しているという状況、また、生活困窮者のためには、セーフティーネットとして、就学援助がありますし、コロナ禍においても対象拡大しているというところでございますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小林たかや議員） 給食に部分的にでも有機食材を使ったのかと……

○教育担当部長（佐藤尚久君） 給食に部分的に有機、まあ、無農薬の食材を使うということに関しては、安全な食材を使うという観点から、お隣の港区のご事情もご紹介いただきましたので、その件については、調査したいというふうに考えております。

○議長（小林たかや議員） 次に、17番たかざわ秀行議員。

〔たかざわ秀行議員登壇〕

○17番（たかざわ秀行議員） 令和2年千代田区議会第3回定例会に当たり、質問をいたします。

今年になって、新型コロナウイルスが流行し、世界中に広がり、いまだに収束が見えない状況が続いております。日本での感染者は、9月11日現在、7万4,000人を超え、死者は1,400人超。世界では、感染者2,800万人を超え、死者は90万人超となり、世界的大流行は収まりそうもありません。本区でも、130人を超えています。世界と比較すると、日本は死者も重症者も少なくなっていますが、油断はできません。東アジアでは、感染者など、日本の多さが目立ちます。

世界の多くの国で、ワクチン開発が進められ、臨床試験が続けられていますが、実用化するには多くの課題があり、効果や安全性の面を考慮すると、まだしばらく実用化には時間がかかる状況です。

新型コロナウイルスは、経済にも大きな影響を及ぼし、特に飲食店などは大きな打撃を受け、テイクアウトやデリバリーなど、様々な対策を駆使し、中には業態を変えるところまで出てきています。自粛期間を経て、落ち込んだ売上げを少しでも回復させたいと必死で努力しているのです。

また、イベント関連の業種も大きな影響を受けています。新型コロナウイルス感染防止には、密閉、密室、密接の3密を避けることが効果的だということで、人が集まる業種も大打撃となっているのです。

そこで、我々に求められるのが行動変容、新しい生活様式です。屋内では、小まめに換気、人が多く集まる場所ではマスクを着用。大人数での宴会や食事を避ける。大声では話さないなど、いわゆる3密を避ける行動が求められています。そのため、多くの会合やイベントが中止となり、仕事も在宅が可能であれば、在宅勤務が推奨されています。役所はもちろん、各種団体も様々な行事が中止となっており、町会活動も総会、役員会はもとより、お祭り、ラジオ体操、旅行、清掃活動など、ほぼ全ての活動が休止状態となっております。

ある区民の方から、「最近、まちが汚い。空き缶やペットボトルがうちの植え込みのところに放置されていることが多い。やむを得ず片づけるが、新型コロナウイルス感染症が流行している中、誰が飲んだか分からないものを片づけることに抵抗を感じる。大体、自動販売機に空き缶やペットボトルを捨てるゴミ箱がないところがある。環境モデル都市千代田が恥ずかしい」と苦情がありました。このように小さな不満も日々積み重なると、ストレスとなります。

まちなかを気にして見ていると、たばこの吸い殻はもちろん、空き缶、ペットボトル、マスクや電池まで、様々なものが捨てられていました。管理が行き届いているところは、清掃もされ、清潔に保たれているところもありますが、コインパーキングなど、禁煙表示があっても、吸い殻などのポイ捨てが目立ちます。区の駐輪場でも、ポイ捨ては目立ちます。管理を請け負っているところでは、定期的に清掃は行われているものだと思いますが、追いつかないのかもしれませんが。結局、マナーの問題ではあると思いますが、それだけで済ませてよいのでしょうか。

飲料用の自動販売機を見ると、ゴミ箱がついていないものが多く目につきました。安全生活課に販売機について問い合わせると、「敷地内に設置されているため、指導は及ばないが、メーカーでは努力義務として指導している」ということでした。一時、テロの脅威などにより、公

園、駅など、公共施設をはじめ、まちじゅうからごみ箱が姿を消した時期がありました。その後、再設置されないということかもしれません。自動販売機のオーナーに聞くと、「今は減ったが、缶、瓶、ペットボトル、その他、その他のごみまで家庭から持ち込まれたと思われるものが捨てられていて、大変なんだ」という話がありました。ここでもマナーの問題があったようです。

そこで、提案です。千代田区生活環境条例を適用し、飲料メーカーや販売業者、販売機のオーナーに対して、環境モデル都市千代田として指導すべきだと考えますが、見解を伺います。

また、本年4月から東京都条例により、飲食店など、屋内喫煙が禁止されました。区内では、生活環境条例により、路上喫煙は禁止となっております。喫煙所は、一向に増えないどころか、コロナウイルス感染症防止のため、3密を回避するため、閉鎖となっている喫煙所も少なくありません。吸い殻のポイ捨てが増えるのも当然かと思えます。

路上喫煙禁止による過料逃れのため、コインパーキングでは喫煙者が多く、禁煙の看板があるにもかかわらず、多くの喫煙者が集まっております。飲食店なども、店舗内は禁煙とし、喫煙は外、路上で吸うようになってきているところが多いようです。明らかに条例違反です。その上、新しい生活様式として、飲食店でのテラス飲み、道路飲みが推奨されています。このような問題解決には、保健所や道路公園課、清掃事務所などとの連携が不可欠だと思います。

そこで、伺います。敷地内のテラスは、喫煙者がいても、東京都条例にも本区の条例にも違反とはなりません、道路上に違法にすのこなどを設置し、そこでの喫煙や道路飲みをさせている場合、外での喫煙をさせている店舗などは、区の条例違反となるわけですが、取締りができるとは思いません。どのような対応をするのでしょうか。お答えください。

このこと一つを取り上げても、新しい生活様式が始まり、新しい日常に向けての対応は必要だと考えます。ポイ捨ては、たばこの吸い殻に限らず、缶、瓶、ペットボトルなど、全てが対象になると考えます。

区長は招集挨拶の中で、令和元年度の事務執行について、執行率の低下の要因として、工事の進捗を挙げておりました。そのことを受け、「早急に各事業の精緻な分析を行うとともに、改めて目的や成果を再確認した上で、コロナ禍における新しい日常も見据え、事業内容を見直し、執行率の向上も含め、来年度の予算編成に取り組んでまいります」と述べております。新しい日常とは、一人一人の行動変容や新しい生活様式の中で営まれるものだと受け止めました。初めに述べたように、新型コロナウイルス感染症は収束するにはまだ時間がかかると思っております。

そこで、伺います。各事業の執行状況の分析も必要ですが、区で制定した条例についても、新しい日常に対応できるものなのか。特に、生活環境条例は拡大あるいは見直しにより、新しい生活様式にマッチしたものにして、積極的に運用し、それぞれ適用していくべきだと考えますが、見解をお聞かせください。

以上、新型コロナウイルス感染症収束までの区民の変化する日常に対応するため、生活環境条例についてお伺いしました。区長並び関係理事者の明快な答弁を求め、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔地域振興部長村木久人君登壇〕

○地域振興部長（村木久人君） たかざわ議員の生活環境条例についてのご質問にお答えいたします。

初めに、まちなかのごみのポイ捨てに関する質問についてです。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、吸い殻、空き缶、ペットボトルの散乱などのまちの環境悪化を懸念する声が増えてきたことは、認識しております。原因としましては、区内の喫煙所等が一時的に閉鎖されたことや、新型コロナウイルス感染への不安などから、地域による環境浄化活動が従前のように行えなくなっていることなどがあるものと推測しております。もちろん生活環境条例の理念に基づき、コロナ禍にもかかわらず、自主的に自宅周辺の清掃活動を行っている方も多数いらっしゃると思っています。今後も、感染予防策を十分に講じた上で、無理をしない範囲内で活動を継続していただきたいと思いますが、やはり不安もあることと思います。

そこで、こうしたコロナ禍の現状に鑑み、区では、生活環境改善指導員が路上喫煙の取締りだけでなく、路上に捨てられた吸い殻等のごみ回収作業を行うようにしています。また、いわゆる青パトによる巡回パトロールの際にも、清掃用具を常備させ、巡回中のごみの回収にも対応可能な体制を取っております。

議員ご指摘の飲料用の自動販売機事業者等に対する指導につきましては、今後、実態の把握に努め、清掃事務所をはじめとする関係部署と連携し、生活環境条例上、可能な対応に努めていきたいと思っています。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響により、3密を回避するために、道路上での営業の規制緩和を国が推進しており、本区でも同様に対応しております。規制緩和においては、事前に環境まちづくり総務課、商工観光課、保健所、警察で協議の上、禁煙を条件として許可を行っております。しかし、許可を受けずに、路上で営業を行っている店舗も見受けられることから、それらの店舗に対して苦情が寄せられた場合には、安全生活課、環境まちづくり総務課、商工観光課、保健所が合同で繰り返し指導を行っているところです。悪質性が高い場合は、管轄する警察署にも協力を求めており、今後も同様の対応を取ってまいります。

最後に、生活環境条例を新しい生活様式にマッチしたものに変えていくべきとのご意見についてですが、社会状況等の変化に応じて、法令の見直しが行われるべきことは当然のことであり、生活環境条例につきましても、他の法令と同様に、適時、必要な見直しは行ってまいります。

○議長（小林たかや議員） 議事の都合により休憩します。

午後5時53分 休憩

午後6時04分 再開

○議長（小林たかや議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番岩佐りょう子議員。

〔岩佐りょう子議員登壇〕

○2番（岩佐りょう子議員） 2020年第3回定例会に当たり、一般質問をいたします。

まず、不動産無償貸付による財政援助団体等の支援のあり方についてお伺いします。

現在、区では、まちみらい千代田や観光協会という財政援助団体へ土地建物など、不動産を無償で貸与することによって、支援を行っています。

そもそも外郭団体は独立した法人であり、自主的、自律的経営が基本ですが、そこに区が支援をするのは、外郭団体が本来なら行政が行うべき事業を補完、代替する重要な役割を担っているからであり、それら公共性、公益性の高い事業の多くが、収益性に乏しく、採算が取れないことが大きな理由の一つであることは理解しています。

外郭団体への補助、支援の手法には、様々な方法あり、不動産貸付による方法は、低未利用地の活用という点からも否定するものではありません。しかし、実質的な長期にわたる団体補助となることから、貸付けに至る手続と評価について、厳格にしていくべきです。特に地価の高い本区において、団体の財源確保のために、財産的価値が高い土地建物を貸し付けることは、年間数千万円の補助金による支援の場合と同程度の手続をもってなすのが当然だと考えますが、現在、区の運用はそうようになっておりません。財政援助団体に加えて、秋葉原TMOやエリアマネジメントにも、区は不動産の無償貸付という形で支援をしています。

そこで、まちみらい千代田、エリアマネジメント、観光協会へ財源確保、資金調達のためのいわゆる床貸しとすることについて、以下数点お伺いします。

まず、貸付けに至る手続について、低未利用地の行政ニーズ調査、用地問題検討会、首脳会議を経て、議会の承認はもちろん、報告もなく進めることができるようになっていきます。総務省の指針によりますと、各団体は自立的経営が基本となっていますので、原則として公的支援は性質上、当該第三セクター等の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該第三セクター等が能率的な経営を行ってもなお、その経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費については、地方公共団体が公的支援を行うこともやむを得ない程度とされています。庁内で無償貸付を検討する際、どのような基準で、公的支援の規模と期間を検討しているのか、ご説明ください。

また、まちみらい千代田への不動産無償貸付は議会の議決を経たまちみらい千代田に対する助成等に関する条例を根拠に、独自財源を確保する目的で行うことができるとされています。観光協会やエリアマネジメントに無償貸付を行う場合は、どのような根拠となる条例、要綱、解釈に基づいているのか。財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、そして、行政財産使用料の減額基準の目的についての解釈と併せてご説明ください。

また、財源確保のための不動産無償貸付という性質上、10年を基本としつつも、契約は長期になりがちです。建物を建てれば、10年で原状回復というわけにもいかず、実質、建物が現存する数十年貸与し続けることになりかねません。秋葉原TMOに貸した下島ビルを例に取っても、3億2,000万円で耐震補強したとのことですが、一定期間、転貸しなければ、赤字になるばかりであり、自主財源確保にはつながりません。自立を原則とする法人への支援について、総務省の指針では、公的支援を行う場合にあっては、支援を漫然と継続することや支援の規模が安易に拡大することがないようにすることが特に重要である。このため、地方公共団体と第三セクター等の間で、公的支援の上限や期限、支援を打ち切る要件等について、取り決めておくことが必要

であるとしています。10年を単位とした長期の無償貸付を行っている現在、支援の上限や期限、支援を打ち切る要件等を考えた場合に、その貸付目的を長期にわたる貸付期間において担保できるように、どのように検討しているのでしょうか。見解を求めます。

また、財政的支援をするのであれば、当然ながら、継続的かつ定期的に評価を行うことが必要です。指定管理者制度では、かなり厳格とも言える手続で、毎年の報告を求め、継続的な評価をしています。区有財産を活用しての支援であるからには、土地の無償貸付による支援である場合にも、団体に期待する役割、実施する事業の合致性、財務状況の健全性及び区と各団体の関係性から、毎年、事業内容と経営状況を評価し、支援を継続するかどうかを判断するべきです。現在、区有不動産を財源確保目的で無償貸与している各団体について、どのような評価をしているのでしょうか。ご説明を下さい。

また、その評価を客観的に確認するためにも、各団体の状況について、積極的に情報公開するべきではないでしょうか。見解をお聞かせください。

次に、公共性、公益性についてお伺いします。

不動産無償貸付が団体の財源確保として認められ、転貸をする場合としても、その土地建物の利用の在り方については、一定程度の公共性、公益性が求められると考えます。災害時の協力やユニバーサルデザインなども含め、公共施設と同等ではないにしても、転貸先である民間事業者が利用する際にも、区有地、区有建物であるがゆえの公共性、公益性は期待され、公共性、公益性を有するがゆえの一定の制限があるのは当然です。転貸という法律関係の中で、どのように公共性、公益性を担保していくのでしょうか。見解をお聞かせください。

以上、不動産の無償貸与による支援については、これまでも様々な問題が浮上しています。手続の厳格化と見える化を求めて、次の質問に移ります。

次に、個人情報保護制度についてお伺いします。

新型コロナウイルス感染症拡大により、区は大変多くの情報を取り扱いながら、様々な取組をしています。コロナ対応を進める際、大きな障壁となったと指摘されているのが、各自治体の個人情報保護制度です。いわゆる「個人情報保護法2000個問題」と呼ばれています。

日本の個人情報保護法制は、およそ2,000個にも及ぶ法律と条例によって構成されています。個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3つ、これに1,912の普通地方公共団体、100を超える特別地方公共団体の個人情報保護法令があり、条文はもちろん、定義、解釈、基準、手続、それぞれが異なるため、データの共有やシステムの結合が難しいという問題です。

新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会の尾身茂会長は、NHKの「日曜討論」で、「感染症対策で最も重要な課題は、感染症の状況をどうモニターし、どう分析するかなのに、これが分からない」と述べ、この原因の1つとして、個人情報の取扱いが地域によって違うことを指摘しています。実際、感染症情報共有アプリやシステムが開発されましたが、各自治体での個人情報保護制度がネックとなり、いまだ広域展開に至っているとは言い難い状況です。

国は、個人情報保護法制の一元化に向けて検討を始めていますが、制度改正には時間がかかり

ます。コロナ感染症対策で緊急を要する今、この改正を待たなくても、区としてできる措置があるならば、速やかに実施するべきと考えます。

そこで、以下、質問いたします。

千代田区では、区の法律制定以前である平成10年に、千代田区個人情報保護条例が施行し、個人情報の保護に厳格に取り組んできましたことは認識しております。しかしながら、このコロナ禍によって、新しい生活様式に対応するためには、個人情報保護制度も見直さなければならないのではないかと考えます。

一例として、外部との結合制限を挙げます。各自治体の個人情報保護条例では、オンラインでコンピューターを外部と結合し、個人情報を提供することを制限していることがほとんどです。総務省によると、都道府県の93.6%、市区町村の93.3%が個人情報保護条例にオンライン結合制限を規定しています。このような規定は、民間の個人情報保護法や国の行政機関個人情報保護法にはありません。千代田区の個人情報保護条例でも、個人情報保護審議会の意見をあらかじめ聞いた上で、区民の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める場合に限り、コンピューターの外部結合を認める旨の規定があります。この規定に基づき、区では、個人情報保護審議会への諮問を行っています。これには例外がないため、L2WANなど、セキュリティの高いネットワークを活用した情報システムであっても、導入する際には、年に4回程度しか開催しない審議会へ諮問が必須となり、諮問内容によっては、複数回の審議を要し、結果として、システム導入が遅くなっているケースが見受けられます。

ITを活用した個人情報は、広域で利活用してこそ、感染症対策、医療福祉連携、災害対策の推進を可能とするものであり、そのような中、個人情報の流通に限り、物理的な結合を禁止することは、実態に即しないし、合理性を欠くのではないのでしょうか。

そこで、お伺いします。

ウィズコロナ、アフターコロナ時代に即した個人情報保護について、どのような考えでしょうか。見解をお示しください。

また、昨年、視覚障害者の意思疎通のためのアプリ、UDトークについて質問した際、個人情報保護制度を理由に、導入が難しいとのご答弁を頂きました。大変疑問に思いました。本区の厳格な個人情報保護制度は大変心強い反面、ICT技術の進歩により、従来の課題が解決できるにもかかわらず、個人情報保護制度が壁となり、導入を阻んでいるのではないかと危惧します。特に、感染症拡大時や災害時には、個人情報のみを厳格に守り過ぎた結果、生命、健康という重要な人権が守られないばかりか、損なわれる危険があると考えます。いま一度、個人情報の厳格な保護と情報の適切な利活用とのバランスを取るという視点に、公衆衛生上の必要性やほかの人権との比較衡量を改めて考慮し、保護審議会の在り方、情報化指針の見直し、コストや関係団体との接続等にも配慮したシステム導入の方針と手続の見直しをしてはいかがでしょうか。見解を求めます。

また、災害や感染症、障害者支援、医療と介護の連携などの専門家を保護審議会に入っていたき、災害等に対応するための体制を議論する必要があるのではないかと考えます。個人情報保

護審議会の在り方や委員構成について、検討してはいかがでしょうか。見解を求めます。

個人情報、一度流出といった問題が発生すれば、区政に対する信頼は一瞬にして失墜してしまうということからも、厳格に取り扱わなければならないことは当然ですが、漏えいリスクを恐れるあまり萎縮し、新しい生活様式に対応した取組が遅れることのないように、見直しを求め、区の前向きなご答弁を期待して、質問を終わります。

ありがとうございます。（拍手）

〔政策経営部長細越正明君登壇〕

○政策経営部長（細越正明君） 岩佐議員の個人情報保護制度に関するご質問にお答えいたします。

初めに、ウィズコロナ、アフターコロナ時代に即した個人情報保護についてですが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、これまで各自治体が独自に定めていた個人情報保護の利用等の課題に加え、公衆衛生と個人情報保護の関係性の課題が浮き彫りになったと認識しております。現在、国においては、都道府県や市町村などの地方自治体が独自に定めている個人情報保護条例の一元化の在り方、国と地方の役割分担に関する検討が進められています。国の制度改正は一定の時間を要することが見込まれますが、区は、その動向を注視しながら、ウィズコロナ、アフターコロナの時代に即した個人情報保護について、区ができる対応策を検討してまいります。

次に、個人情報保護審議会への諮問に係るシステム導入の方針と手続等の見直しについてですが、昨今、デジタル社会の進展とともに、業務担当課からのシステム導入検討の依頼が増加しております。これらのシステムは、L G W A Nを通じた外部システムとの接続による処理が主体となっていますが、案件の規模や取り扱う個人情報の重要度は様々であり、限られた時間で開催される審議会で、全てをご審議いただくことは大変難しい状況があります。今後は、システム導入案件の規模や取り扱う個人情報の重要度に応じた諮問方法、例えば、I Tを活用した方法などを検討いたします。また、円滑な審議の実現に向け、補足資料などにも工夫を凝らしていきます。

最後に、個人情報保護審議会の設置や委員構成の検討についてですが、本区では、条例の定めるところにより、区長の附属機関として、個人情報保護審議会を設置しています。設置条例では、委員は学識経験を有する者等のうちから、区長が委嘱する10名以内の委員をもって組織しています。任期は2年ですが、再任を妨げないため、長年就任いただいている委員がいることも事実でございます。委員の選任に当たりましては、個人情報保護に関する専門性のほか、議員ご提案の災害や感染症、医療や福祉などに関する知見等を反映させることも肝要であると認識しています。そうした観点から、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた審議会の運営体制についても検討してまいります。

〔財産管理担当部長大森幹夫君登壇〕

○財産管理担当部長（大森幹夫君） 岩佐議員の不動産無償貸付による団体支援の在り方に関するご質問にお答えします。

まず、貸付けの際の基準についてですが、区有財産の貸付けに当たっては、行政財産使用料条例、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例及び公有財産管理規則、こういったものを根拠

として、用地問題検討会や土地建物価格審査会で検討しております。具体的な検討内容は、各会議体で異なりますが、各団体の事業内容や経営状況、区の事業を補完、代替するものか、公共性や公益性の有無などを踏まえつつ、貸付けの期間、金額の減額や無償などを検討しております。

また、観光協会やエリアマネジメントに貸付けを行う際にも、このような手続を行っており、それぞれの団体が、例えば、観光協会ですと、区の観光行政の一翼を担い、観光事業の振興を図ることで、地域文化の維持発展、地域経済の活性化に寄与することや、TMOでしたらば、持続的なまちの繁栄が未来にわたり続くよう、地域の魅力、価値を高め、問題解決することといった公共的、公益的な目的を有し、区の事務事業を補佐、代行する事業を実施していることから、財産の無償貸付を行っているところです。

次に、貸付期間における貸付目的の確認についてですが、貸付団体との契約書において、貸付趣旨に沿った使用目的を明示し、目的外の使用に対しては、契約の解除ができるとしております。さらに、毎年の事業や収支の状況を把握し、貸付目的に沿った事業が行われているかを確認しております。

また、各団体の評価についてですが、各団体から事業報告書や収支報告書を提出していただき、各所管課において、事業内容や経営状況を精査し、場合によってはヒアリングを行うなど、適正な事業が行われているかを確認しております。

なお、各団体の状況を情報公開することにつきましては、各団体の事業内容や経営状況が客観的に確認できるよう、情報公開の可否も含めて、各団体を所管する部署と協議をしてみたいと思います。

最後に、貸付先にも一定程度の公共性、公益性が求められるという点についてですが、貸付財産を各団体の創意工夫で有効に活用していることや、貸付団体と転貸先との契約となることから、様々な課題はあるかと思われませんが、貸付団体に対して、どのようなアプローチができるのかを検討してみたいと思います。

○議長（小林たかや議員） 次に、13番池田ともりのり議員。

〔池田ともりのり議員登壇〕

○13番（池田ともりのり議員） 令和2年第3回千代田区議会定例会に当たり、自由民主党の一員として、一般質問をいたします。

今回は、**ながらスマホの禁止に向けた啓発**について、そして、**安心安全な食の環境**について、質問いたします。

今年の7月、神奈川県大和市で、全国に先駆けて、歩きながらのスマートフォンの使用を禁止する条例がスタートしました。同月、足立区においても、ながらスマホの防止に関する条例が制定されました。公共の場でのながらスマホを禁止する罰則規定なしの条例ですが、世界各国でも社会問題となっているのはご承知のとおりで、アメリカ、ハワイ州ホノルル市では、2017年に最大99ドルの罰金を科す歩きスマホ禁止条例を施行しています。ちなみに、ハワイを訪れる日本人も罰則の対象になるというので、注意が必要です。（スクリーンを資料画面に切替え）

東京消防庁によると、管内の歩きスマホなどが原因の事故での救急搬送は、平成26年から3

0年までの過去5年間、201名、前の4年間と比べて増加傾向にあります。年齢別で比較すると、20歳代が最も多く、全体的には20歳代から50歳代の救急搬送が多くなっています。

(スクリーンを資料画面に切替え)

また、発生時の動作別の人員は、「操作しながら」が83人と最も多く、全体の4割以上を占めていて、次いで、「画面を見ながら」が55人となっています。さらに、その内訳では、「歩きながらで操作しながら」や「画面を見ながら」の事故が全体の約6割を占めています。(スクリーン画面を切替え)

本区では、平成25年と26年に、携帯電話等通信事業団体、警察、鉄道事業者などが出席して、歩きスマホに関する意見交換会が開催されていて、当時、歩きたばこなどを禁止する生活環境条例周知キャンペーンと併せ、歩きスマホの危険性を呼びかけるマナー啓発用カードを配布し、周知を始めていたということです。いつの日か、罰則付きの路上喫煙禁止の啓発だけが先行し、歩きスマホに対する取組はどうしてしまったのでしょうか。(スクリーンを元に戻す)

平成29年には、区民の方から、歩きスマホについて、どのように考えているのかとの意見を頂いた回答には、「既に社会問題化してきていて、実際に事故も起きている状況もあり、区としても何らかの対応が必要であると考えている。そこで、意見交換会を重ね、共通のロゴマークやポスターによる周知活動を行っているところ」というものでした。

ホームページのプレスリリースでは、平成26年に意見交換会が開催されている報告から以降、配信がありません。区民への回答を読み取ると、3回目以降の意見交換会やこの間の周知活動はされていたのでしょうか。

歩きたばこと併せ、歩きスマホの危険性を啓発していた頃は、安全生活課が担当していたようですが、現在では、その自覚も薄れているようです。それぞれの担当を分けてしまったことで、効率も悪くなっているのではないのでしょうか。

そこで、質問いたします。

平成26年まで、歩きたばこと併せ、歩きスマホの危険性を啓発していたにもかかわらず、その後の記録がありません。その後の区民の方からの意見に対する回答にありましたが、これまでどのような周知活動を行ってきたのでしょうか。明確にお答えください。

特別区の前陣を切って、足立区が条例を施行し、罰則はないものの、注意喚起が始まっています。議員提出議案として上程され、可決しましたが、担当課長に話を聞いたところ、庁内でも以前から注視していた課題だったので、制定後はしっかりと受け止めているということでした。現在は、条例の対象となる行為についてや条例に関する疑問点を見直しているところで、直近では、秋の全国交通安全運動で、区民、事業者、通行者などへの周知活動の準備に取り組んでいるということです。また、自民党の区議連協幹事長会でも議題に上がるなど、同時期の定例会では、条例化に向け、進んでいる区もあると聞いています。

本区が、歩きたばこと併せ、歩きスマホの危険性を啓発していた頃よりも、スマートフォンをはじめとする機器の活用が多様化され、使用の幅が広がっています。地図アプリやLINE、位置情報を利用したゲームなど、ながらスマホ人口が増えていることは顕著に表れています。とり

わけ本区では、皇居ランナーの方にとっては、音楽を聴いたり、また、健康管理アプリを使用したりと欠かせないランニングアイテムと化しています。テクノロジーの発展に適した使い方など、改めて議論を始める時期ではないでしょうか。

小学生が携帯電話を見ながら、歩いて電車のホームから足を踏み外す事故が発生してから、その危険性を既に指摘してきた本区ですから、すぐにでも条例化に向けた準備ができると考えます。

そこで、質問いたします。

全国初の路上喫煙禁止条例を制定したように、意識向上のためにも、ながらスマホの防止に関する条例制定に向けた検討を始めるべきと考えますが、区長のお考えをお聞かせください。

次に、**安心安全な食を提供する環境について**、質問いたします。

本区では、新型コロナウイルス予防対策を行っている区内飲食店等への支援のため、独自の千代田区新しい日常店の認証制度を8月1日より開始し、開始1か月で認証店舗が100店舗を超えたということです。独自の取組により、予防意識の向上につながっている表れではないでしょうか。（スクリーンを資料画面に切替え）

各店舗で行っている感染予防対策の状況を保健所が実際に訪問し、確認を行い、認証されると、銀のステッカー。さらに、詳細な対策項目にも対応している店舗には、金のステッカーが交付されます。各店舗は、取組内容を毎日記録し、その継続性を職員が3か月後、6か月後に店舗で確認をしていくということですが、飲食店だけに訪問できる時間帯が制約されたり、調査する保健所の人員の配置が心配されるところです。（スクリーンを元に戻す）

新型コロナウイルス感染症の影響により、自粛要請期間が続き、新年度がスタートする春先には歓送迎会が、また、町会や各種団体の総会が開催される時期では、懇親会等が実施されませんでした。いまだ収束のめどが立たず、夏が過ぎた今、今後は、インフルエンザウイルスからの猛威にも注意が必要となり、心配が絶えません。一方で、年が明けた令和3年、新年の交歓会の開催については、各所で検討が進められていますが、これまでのような宴会式場での飲食を伴う宴席は行えないということが課題となっています。（スクリーンを資料画面に切替え）

区内のホテルや宴会場を保有する施設では、様々な予防対策を行い、新しい生活様式に対応した空間や食事の提供を始めています。これまで主流だった立食ではなく、隣同士の距離を確保した着席スタイル、バイキング形式ではなく、1人ずつのサービスでの食事の提供をすることで、感染予防を図り、3密を避けた会場でのニューノーマルな会式が主体となっています。個別のサービスにより、衛生管理を徹底した新しいスタイルでの食事の提供は、食品ロスの削減にもつながることと思います。提供する側の環境は整いつつありますので、参加する側の意識を強化さえすれば、問題ないのではないのでしょうか。意識向上のためにも、区としての指針が求められます。（スクリーンを元に戻す）

そこで、質問いたします。

区内飲食店を支援していくのと同様、これまで本区を支えてくれたホテルや宴会場施設との連携を継続していくためにも、安心安全な食を提供する環境を考えた会式の在り方について、区としての見解をお聞かせください。

以上、これまでの、そして、これからの世代をつなぐため、安心安全なまちの環境、食の環境について伺いました。区長並びに関係理事者の明快な答弁を求めて、質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

〔地域保健担当部長原田美江子君登壇〕

○地域保健担当部長（原田美江子君） 池田とものり議員のご質問のうち、安心安全な食の環境を考えた会式の在り方に関する見解についてお答えいたします。

宴会施設における新型コロナウイルス予防対策は、池田議員のご指摘のとおり、施設における予防対策のほかに、施設を利用する方の協力が不可欠と考えます。施設への予防対策については、令和2年8月11日より予防対策を講じている飲食店等への認証制度を開始し、利用者に安心してご利用いただけるよう、施設の状況に合った予防対策について、助言、支援を進めております。

次に、利用客への予防対策の呼びかけについて、説明いたします。会食時のマナーについて、国が示した予防対策を基に、普及啓発活動を行ってまいります。利用客が会食時にマスクを外したまま会話をするのは、感染を拡大するリスクとなります。食事中は、会話はせず、食事を楽しみ、食事終了後にマスクをして、会話を楽しむ等の新しいマナーを区ホームページや広報で呼びかけを継続するとともに、保健所長名で、利用客に注意を呼びかける内容のポスターを作成し、飲食施設内に掲示を促すなどの普及啓発活動も併せて進めてまいります。

〔政策経営部長細越正明君登壇〕

○政策経営部長（細越正明君） 池田議員のながらスマホの禁止に向けた啓発に関するご質問にお答えいたします。

スマートフォンの普及に伴い、歩きながら操作をして、画面に気を取られ、事故やトラブルになるケースが社会問題化していることは、ご指摘のとおりでございます。1つの自治体でできることは限界がありますが、本区は、膨大な昼間人口を抱え、道路や鉄道が無数に張り巡らされているという地域特性を踏まえ、平成26年度に、事故発生防止に向けて、携帯電話事業者や警察、道路関係者、鉄道事業者等の意見交換会を行い、啓発シンボルマークの活用などに重点的に取り組みました。関係者間で共通理解を図った平成26年度以降も、歩きスマホの危険性を訴えるキャンペーン活動を進めております。加えて、平成30年度からは、鉄道駅ホームドア整備に向けた助成事業を計画的に開始し、ハード面からの事故防止対策も促進しております。

本区では、ながらスマホは、個人のマナーの問題と捉えて、啓発に努めてきました。一方、議員ご指摘のとおり、最近、他の自治体では、罰則規定はないものの、意識啓発を目的とするながらスマホ防止に関する条例などが制定されております。それらの条例につきましては、評価する意見がある一方で、禁止規定の不明瞭さや効果の有無など、様々な課題があることも承知しております。このため、条例化につきましては、今後の研究課題とさせていただき、引き続き、関係機関と連携しながら、マナーの向上に取り組んでまいります。

○議長（小林たかや議員） お諮りします。本日は以上で延会したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たかや議員） 異議なしと認め、決定します。

次回の継続会は、明日9月17日午後1時から開会します。

ただいま出席の方には文書による通知はしませんので、ご了承願います。

本日は以上で終了します。延会します。

午後6時40分 延会